

法科大学院協会シンポジウム

---

# ロースクールだからできる 教育、育った法曹

—臨床法学教育—

---

主催：法科大学院協会

後援：日本弁護士連合会

協力：日本学術振興会科研費臨床法学グループ

## ロースクールだからできる教育、育った法曹 —臨床法学教育—

---

開催日：2018年6月9日

場 所：早稲田大学早稲田キャンパス

I 開会挨拶

法科大学院協会理事長・大貫裕之（中央大学教授）

II 企画趣旨

同協会臨床系教育等検討委員会主任・宮川成雄（早稲田大学教授）

III 大学附設法律事務所と民事クリニック教育

近江幸治（早稲田大学教授）、富田壮之（早稲田大学法科大学院在学学生）

IV 公設法律事務所の協力による刑事弁護クリニック教育

四宮啓（國學院大学教授）、工藤優輔（中央大学法科大学院在学学生）

V 企業法務エクスターンシップと法科大学院教育への期待

中里靖夫（KDDI(株)法務部長）、  
大館薫（KDDI(株)法務部・弁護士・慶応義塾大学法科大学院修了生）

VI 人権クリニックにおける理論教育と実務教育の架橋

阪口正二郎（一橋大学教授）、  
岩元恵（弁護士・一橋大学法科大学院修了生・同大学法学研究科博士後期課程在学学生）

VII 外国人法クリニックと難民法領域での法曹人材の育成

渡邊彰悟（弁護士）、小川隆太郎（弁護士・早稲田大学法科大学院修了生）

VIII パネルディスカッション

（※所属・職名はシンポジウム開催時のもの）

---

### I 開会挨拶

○司会 法科大学院協会主催のシンポジウム「ロースクールだからできる教育、育った法曹」を開催します。司会を務めます宮川です。どうぞよろしくお願ひします。

最初に、法科大学院協会理事長の大貫さんに開会のご挨拶をいただきます。

○大貫 理事長の大貫です。法科大学院協会開催のシンポジウムは久しぶりです。改革疲れということで、しばらく開催できなかったのですが、きょうはこのように臨床法学教育についてのシンポジウムを開催する運びになり喜んでおります。

2017年12月にカリフォルニア大学バークレー校ロースクールと早稲田大学の共催



で行われた臨床系教育に関するシンポジウムがございました。そのときに、私は発言を求められまして、次のようなことを申し上げました。

臨床系教育をしっかり行って、そのことを社会に発信していくことが重要であると発言しました。バーkeleyからの参加者、この方は、地域の貧困層に法的サービスを提供するクリニックをやっていらっしゃる女性教員でしたけれども、その方がにっこり笑って私の顔を見て、先生、日本人は宣伝が上手じゃないですか、まちを歩いたらいっぱい宣伝があります、どこが下手なんでしょうか、みたいなことを言われまして、彼女らはまさにこのクリニックをやることによって、社会とともに歩むことによって社会に認められているんだということをおっしゃいました。私は非常に恥じ入りまして、発信と言った記憶はあるんですが宣伝と言った記憶はないのですが、多分、宣伝と訳されたんだと思います。ちゃんと教育をやって発信をすることが重要だと申し上げたところ、その方は、そうではない、社会にある問題の解決に力を貸すことが大

事だ。まさに社会とともに歩むのが法科大学院の使命である、そうすることで社会に受け入れられることが大事だとおっしゃったということです。

きょうは、臨床系教育のすばらしい実践を見せていただけたと思います。それと同時に、社会とともに歩む法科大学院教育の姿も見せてもらえるのではないかと考えております。大いに期待しておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

## II 企画趣旨

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、宮川からシンポジウムの企画趣旨の説明をさせていただきます。「ロースクールだからできる教育、育った法曹」というタイトルを手がかりにして、今回のシンポジウムの趣旨を説明します。まず、「ロースクールだから育った法曹」ということでは、実際に法科大学を修了され、あるいは現在在学中の方で、どのような教育を受け、そして現在法曹として活躍しているのかということをご報告いただきます。法科大学院教育はさまざまな批判にさらさ

れていますけれども、その批判はやはり司法試験の合格率・数の観点で批判されています。ロースクールは制度ができて15年目ですが、修了生がどれだけ頑張っ、どんな立派なことをしているのかというのはあまり知られていないと思います。きょうは修了生及び在学生の5名に報告いただきます。そのうちの3名は修了生で、ロースクール修了後どのように頑張っ活躍しているのかをお話いただき、また、現役の法科大学院の在 student 2人にどのような教育を受けているのかを話していただきます。ロースクールの教育の中身で評価してほしいと考えて、このシンポジウムを企画しました。

そして、「ロースクールだからできる教育」ということについては、法科大学院ができてもう15年目ですが、従来から、理論教育と実務教育は別にやるのが当然視されており、理論教育をやってから実務教育を後からやるという固定観念がありますが、そのやり方に何ら疑問が呈されないというのはおかしいわけで、そしてロースクール教育というのはアメリカのものをモデルにしていますので、アメリカのモデルというのは決して分離しているわけではなくて、現在むしろ理論、技能、そして専門職としての倫理観、この知・技・倫というのを統合して教育するということが重要だと言われています。それを担っているのが臨床教育であると理解されます。2016年から、アメリカのロースクールの3年間のJD課程を修了するためには、必ず臨床系の単位を6単位取らなければ修了できないと、アメリカ法曹協会のロースクール認証基準はなっています。ですから、アメリカ

では臨床教育が重視されていて、それは知・技・倫の3つが統合されて実施されるという教育方法論であります。

それを日本ではどのようにやっているのかということ、ロースクールの先生方はよくご存じだと思いますけれども、このシンポジウムは広報活動に力を入れていただきましたので、大学外からお見えになっている方もたくさんいらっしゃると思いますので、ロースクールの教育、とりわけ臨床教育がどういふふうになされているのかを知っていただきたいと思います。

時間が限定されていますので、きょうは5組の教える側と教わった側がワンペアになって、合計10名の報告者がおられるわけですが、5組の報告がそれぞれ20分ぐらいになっており、その後で1時間パネルディスカッションの時間を設けております。その中で皆さんからのご意見、ご質問をいただきたいと思います。そのパネルディスカッションは、一応、3点を頭の中に置いていただけるといいかなと思っております。法科大学院教育のあり方、そして臨床教育の長所と短所を皆さんと一緒に考え、3つ目は、これまで積み上げてきた教育の実績をいかに生かすべきか、とりわけ3プラス2という法学部と法科大学院の連携という方向性が出ていますので、その中でいかに生かせるのかということ、皆さんとご一緒に考えたいと思います。

### Ⅲ 大学附設法律事務所と民事クリニック教育

○司会 それでは、最初の報告のペアであります法科大学院に附設された法律事務所を活用した臨床教育ということで、とりわ

け民事系の教育について、早稲田大学の近江さんと、現役の学生の冨田さんにご報告をいただきます。では、よろしくお願ひいたします。

○近江 早稲田大学の近江です。私は、立場上、リーガルクリニックの概要についてご報告させていただきます。

まず、大学附設法律事務所をどのようにして成立させたかということでもあります。私たちは、16年前に一番最初に大学附設の法律事務所を立ち上げたのだらうと思っていますけれども、ここでは実は2年間の準備期間がありまして、この間、アメリカ、カナダ等々に2回にわたって視察に行きました。ここにいらっしゃいます宮川さんに非常にご尽力いただきました。また、身内でもありますけれども、早稲田の須網隆夫教授、それから現在はアメリカ、カリフォルニア大学ヘイスティングス校の宮澤節生教授、この3名につきましては、身内ながら、心から感謝申し上げます。

さて、こういうふうな視察を踏まえて、2年間にわたって十分検討してきました。さて、その成果としまして、一体リーガルクリニックはどういうふうな使命を持っているかということでありまして、ここでは2つのことを私たちは目的としているということでもあります。

第1は、臨床法学教育の実践の必要性にあります。これは仮に課題1とさせていただきます。第2は、社会に対するリーガルサービスの提供であります。これを課題2とさせていただきます。

課題1の臨床法学教育の実践でありますけれども、これはどういうことかといいますと、私たちが理解しているのは、医学部

には大学病院がありますけれども、これはまさにこのとおりであろうと思います。医学の最先端の技術を臨床の場で実践して患者に対応していくということでもあります。これと全く同じようでありまして、法科大学院におきまして、学問的に最先端の法理論を実際の訴訟の現場、あるいは法律相談の場面でこれを生かしていくということでもあります。これが臨床法学の神髄であろうと思っています。

課題2でありますけれども、社会に対するリーガルサービスの提供ですが、これは後でまた述べますけれども、先ほど理事長がおっしゃられたのと全く同じ意味であります。

【一般の法律事務所との違い】 この2つの課題につきまして、一般の法律事務所とは全く違うということでもあります。この課題1につきましても、課題2につきましても、一般の法律事務所では全く対応できない。なぜかといいますと、クリニックというのは扱う事件を選択することから始まります。アメリカのリーガルクリニックでは、ものすごく多くの事件が後から後から来ますけれども、その中でクリニックの事業に適したものだけを扱っていく。例えば金の貸し借りで返してくれないから訴訟を起こすという単純な事件は、本来クリニックで扱うべきことではない。学問的にも対立している学説の中で、こういう非常に難しい事件を扱っていくのが本来的なクリニックのあり方だと思います。したがって、企業の事件は扱わない。一般事務所がありますから。企業事件であれば一般事務所に金を払ってその企業が対応すればいいだけであります。したがって、このような事件

は扱わないということが原則であります。

それから、第2は、事案を学問的に精査しなければならない。事案につきましては、大学院という教育の場で対応しますから、相当法理論的にも精査していきます。したがって、勝訴率は80%以上でなければならない。これは私が言ったのではなくて、イェール大学で担当教授が言っていたことなんですけれども、だから一般事務所よりは勝つんだということを言っておられました。私どももこういうことはきちんと目標にしているわけであります。

さて、第2ですが、法律事務所の全体的な内容でありまして、私どものところは弁護士が14名、職員が3名であります。月1回のリーガルクリニック運営委員会と、全体会議（弁護士会議）を設けています。それから、月1回の法務研の執行部との連絡会を開催しています。これは臨床法学教育研究所も参加しております。常時、臨床法学教育のあり方を検討しています。

第3は、月1回の宮川先生が中心やっておられます臨床法学教育研究所及び実務系科目懇談会に参加しているということで、具体的な内容を毎月検討していくということであります。

さて、15年目の民事クリニック教育でありますけれども、先ほど言いました課題1で臨床法学教育をどのように実践しているかということでありますが、これは一貫して、実務家教員と研究者教員の2人がペアになりまして、学生と事件に対応していくということであります。実際には学生が前面に出まして、法律相談から回答まで、全て学生が主体となって受け答えをすることです。当然ながら、学生は

ヒアリングが中心となって、面接の技法というものを学んでいくわけであります。

次は、パフォーマンス評価であります。法律相談後に、相談者に対してアンケートをお願いしまして、ご自宅に帰った後で、今回の相談はどのようなものだったかということを引きちんと評価してもらって、いいところ、悪いところ、要望とかを出していただきまして、これを随時その面接の技法等々に生かしています。

時間の関係で、課題2は打ち切りまして、次に学生の富田さんからさせていただきます。

○富田 ただいまご紹介いただきました現在早稲田大学法務研究科3年の富田です。

私は昨年秋に、近江先生のご指導のもと民事クリニックに参加させていただきましたので、今回その経験についてお話しさせていただきます。

私たちが民事法の領域で半期のリーガルクリニックの活動で扱いました法律相談の概要について、詳細は省かせていただきますが、相談に含まれていた問題というのは、民法総則から親族相続に至るまで、民法の全範囲にわたり、また特別法がかかわってくることもしばしばありました。これらの相談のときに、これまで私が勉強してきたことに対して具体的なイメージを与えてくれ、時には考えたこともないような問題に直面することもありました。

また、クリニックの活動は法律相談にとどまらず、相談の内容に対応した書面の起案やまた大学外で行われる無料法律相談会への同席といったことも経験させていただきました。さて、そのようなクリニック活動を通じて、私が気づき、得たものが多く

あるのですが、その中でも特に強く感じたことが、問題を抱えてやってくる相談者から聞く、話すことの難しさと、当該事案についての法的な枠組みを構築する力の必要性という2点です。

まず、聞く、話すことの難しさという点ですが、これは相談をする上での当然の前提となるコミュニケーションの問題と、一般人である相談者の方々と法専門職たる法曹の間にある溝から生じる問題だと私は感じました。相談者が重要であると考え、私たちに話すべき、伝えるべきだと考えてきてくれた事項と、法律の問題として重要となる事実が常に一致するとは限りません。依頼者が意識的に、あるいは無意識的に話さないでいる重要な事項を、私たちはどのようにして引き出せばいいのか、どのような質問をかけるのが適切なのか、それを相談者の方に話を聞きながら同時並行的に考えることに、半期のクリニックで最後まで苦戦していました。

**【法知識を一般人に伝える力】** また、弁護士の先生方と問題の検討を重ね、それを依頼者に、相談者の方に回答しフィードバックする際にも、私たちがいつも使っている法律用語が一般的でないということを強く感じさせられました。基本書に書かれた定義というのが決して伝わりやすいものではなくて、その意味を正しく理解して噛み砕き、相手に伝える力というのが法律相談をする上で求められているのだということを強く実感させられました。

また、法的な枠組みを構築する力の必要性ということですが、こちらは、まず先ほどお話ししました話を聞くということにもかかわってくるのですが、限られた時間の

中で話を聞き、それを整理してフィードバックするためには、効率的に相手方の話を聞く必要がありました。そのためにも、法的な構成を考え大枠を捉えて、何が足りないのか、何が今出てきていないのかといったことを考えながら話をするということも求められました。また、相談の中では、当初考えていなかったような事情が相談者から伝えられることも多々ありました。そのときに、最初に考えていた構成に固執し過ぎるのではなくて、その場でまた考え直すといったことも強く求められているのだと感じました。

これらのクリニックを通じて多くの気づきを得たことによって、私の日々の学修にも変化が生じました。これまで私は、多かれ少なかれ勉強というのは試験のためにやるものだと考えていました。それは小学校から大学院に至るまで、勉強とはそのようなものであり、試験というのは問われたことに答えるものだと考えていたところがあります。民事クリニックの参加を経て、特に法律の勉強に関しては、それは依頼者、相談者の方、または現実に存在している問題を解決して、それについて相手に伝えるために行うものだとすることを強く感じました。それは試験でも同じで、問題に対してただ問われている論点に答えるのではなくて、紙面を通じて相手に自分の考えた解決策、自分の考えを伝えるものだとすることを強く意識するようになりました。

ふだんの勉強でも、基本書の定義をただ覚えるのではなくて、それを理解し、本当に噛み砕いて説明することができるのかといったことを強く意識するようになりました。また、当然といえば当然ですが、今ま

でどうしても法律問題というのはあくまで非日常の問題であると考えていましたが、これらの相談を数多く受け、または法律相談に参加しながら、非日常である法律問題であっても、そのきっかけが日常の中に存在しているということを改めて認識させられました。それも、身近に転がっているさまざまな問題について、これを法的に捉え直すようなのかといったことを考えることが多くなりました。

最後に、一言、クリニックへの感想を述べて終わりとさせていただきます。このクリニックに昨年参加させていただきまして、実際に相談者の方々と自分が主体的に、かつ実践的に接することができて、またそれを支えてくれる弁護士の先生方と一番近い距離でさまざまな話を聞くことができたのは、法科大学院生としてとても貴重で他には代えがたい経験であったと私は感じております。ご清聴ありがとうございました。○司会 法科大学院以外からご参加いただいている方々に、臨床法学教育の特徴について、3点だけ説明させていただきたいと思います。

今、近江さんと、富田さんのご報告の中でも出ましたように、臨床法学教育とは3つの特徴を持っています。第1点は、現実の依頼者のまさに生きている事件を扱うということなんです。第2点は、富田さんのように現在学生であって、まだ司法試験に合格していない学生が現実の事件を扱うということが特徴です。第3の特徴は、指導者が理論、実務、両方の側面で学生をカバーできるように、特に早稲田大学では実務家教員と研究者教員がペアになって指導に当たるということが特徴になっています。そ

れがアメリカでも行われているクリニックの典型的なものです。現在まだ解決されていない事件を、まだ司法試験に合格していない学生がきちんとした指導監督のもとで、研究者教員の理論の側面、そして、実務家教員の実務の側面のサポートを受けながら現実の依頼者の問題に対処するというのが特徴になっております。

#### IV 公設法律事務所の協力による 刑事弁護クリニック教育

○司会 弁護士会の支援のもとで、公設法律事務所というのが日本各地で設立されています。東京にも公設法律事務所があり、その一つに三田パブリック法律事務所がございます。そこで実践されています刑事事件を中心としたクリニック活動について、四宮さんと工藤さんにご報告をいただきます。

○工藤 では、これから公設事務所の協力による刑事弁護クリニックの実践ということで、まず、私、工藤優輔からご報告をさせていただきます。

私は九州の出身で、熊本大学を卒業しました。熊本地震で被災しまして、1週間お風呂に入れず、震度5・6でずっと揺れ続ける床で寝たという記憶があります。そこから中央大学法科大学院に進学したのは、大学時代に憲法のゼミに所属しており、公法と刑事系が好きだったので、公法と刑事系が強い大学院に進学しようと思い、中央大学法科大学院に進学したという経緯があります。

私は今回、渋谷パブリック法律事務所、ある刑事事件を担当させていただきました。それは、こちらにいらっしゃる四宮先



生と、慶應大学法科大学院の女子学生2人と一緒に弁護団を組んで、刑事リーガルクリニックで事件を担当したということです。

担当した事件は、男性が女性に対して暴行事件を起こしたというものです。被疑者は40代の男性で、暴行された被害者も40代の女性でした。被疑者は、元暴力団関係者で、女性はこの男性と同棲していたのですが、住居を持たないホームレスの方でした。この2人はつき合っていたのですが、ほかの男性のところに女性がふらふらと行ってしまふところに少しカッとなって、暴行に及んでしまったという事件です。

私たちが弁護活動に取り組んだことで検察官の勾留請求は却下になったのですが、結局略式で起訴されてしまって、罰金刑ということになりました。

私たちは、この事件を担当したときに、まず最初に接見交通に行きました。接見交通権の実際上の意義について、私たち法科大学院生が一番ポピュラーに使っているテキストに、「リーガルクエスト」という刑事訴訟法の基本書に説明があります。そこに書いているとおり、接見交通権の意義として、要するに接見交通権とは、被疑者が精神的支援を受けるとともに、法的な助言、支援を得て、十分な防御活動を行うための不可欠な窓であると書かれています。私は、法学部のころこれを3回読んだんですけども、実際にやってみたことがないため、いまひとつぴんとこなくて腑に落ちないのですね。

それで、今回刑事のリーガルクリニックを通して、例えば被疑者は家賃の支払いを滞納していて、このままいくと住居から追

い出されてしまうことになり、勾留の事由である定まった住居を有しないときという文言に当たる可能性があったり、仮に在宅になったとしても、生活を経済的に支えるものがないと生活が苦しくなるため、被疑者は会社勤めでしたので、雇用主に雇用を継続してもらおうとか、身元引受人になってもらうというような話をしにいく必要がありました。こういった経験を通して、接見交通権は、被疑者の現在を知って、外部の人間と、今、身体拘束されている被疑者との生活のずれを解決するために、本当に窓になるものなんだなと実感しました。これは、机の上で勉強していただいただけでは実感できなかったことです。

私たち法科大学院生は、基本的には1群から4群という科目に分かれておりまして、1群科目の中で、六法科目をケースメソッドという形で勉強していきます。よくこういった事例問題が出て、事例問題に沿って勉強していくのですが、やっぱり本当の事件は、警察官Kとか、X方とか、XとかKといった文言ではあらわせないような事件に至る背景、動機を含んでいます。こういったものをリーガルクリニックで見ることによって、無機質な事例問題の現実生活における意味がわかるようになりました。

そういった意味で、リーガルクリニックは法律家になる上で欠かせない人間の心を見るということを学ばせていただいたと思っています。

最後に、私たちはリーガルクリニックで意見書や関係者から録取書をとって、それを裁判官に提出して勾留請求が却下になったのですけれども、こういった意見書や録

取書というのは、刑事訴訟法の203条から208条には全く書かれていないんです。だから、最初、先生がこの意見書を書こうと言ったときに、何だろうそれはという感じだったんです。こういう法律には具体的に書かれていないけれども現実に使われている書面は、実務でないとは知ることができないので、これもリーガルクリニックを通して勉強になったことです。

最後に、刑事のリーガルクリニックを経たということで、教科書の文字が浮き出て見えるようになりました。実務でこんなに大切な場面の記述なんだということがわかると、本当に3Dのような感じで自分の勉強に迫ってくるようになっていきます。事例問題についても前よりもしっかり理解するように、考えられるようになりました。

最後に、理論と実務の架橋を法科大学院は謳っているんですけども、こういったことに携わることができたのは、法科大学院生だったからこそだと思います。これからは司法試験に向けて頑張りたいと思います。

○四宮 こんな優秀な学生に引っ張られて事件を担当した四宮でございます。私は、公設事務所の協力による刑事弁護クリニックの内容とその実現可能性についてお話をしたいと思います。

宮川さんからお話があったように、このクリニックは、今は三田パブリック法律事務所に引き継がれましたけれども、当時は渋谷パブリック法律事務所を中心にやっておりました。これは東京弁護士会が4つの法科大学院、國學院、東海、獨協、明治学院と協力して実施してきた臨床教育であります。弁護士会にとっても大学にとっても

大きなメリットのある企画、プロジェクトだったと思います。弁護士会にとっては、弁護士会が新しい法曹、つまり後進の教育の中核を担うということでもあります。そのために、東京弁護士会は法曹養成を1つの使命とする新しい公設事務所を設立いたしました。それが渋谷パブリック法律事務所でありました。そこでもう1つのメリットは、今まで約9年間継続してまいりましたので、経験と知見、そして技術を集積して次の年に生かせるということです。

法科大学院にとっても、特に東海、獨協、明治学院という、いわば小規模の法科大学院における臨床教育を可能にしたという大きな意義がありました。臨床法学教育は、人的にも物的にも財産的にもかなりのコストを必要とする教育方法でありますけれども、4大学と弁護士会が協働することによってそれを乗り越えることができたということでもあります。あともう1つは、自分の大学の学生たちだけではなくて、4つの大学の学生と混合チームをつくってさまざまな意見交換ができたということも大きなメリットであったと思います。

【複数大学へのクリニック教育の提供】 渋谷パブリック法律事務所は、今は三田に引き継がれましたけれども、ここにありますように、慶應義塾大学は2014年から、中央大学は2015年から、課外のクリニック教育を担わせていただいております。ここでも、混合チームによるクリニック教育、臨床教育ということで大きな意義があったことは、今、工藤さんが紹介したとおりであります。

私の報告の最後は、刑事弁護クリニックの意義と実践可能性ということでありま

す。先ほど宮川さんからもお話がありましたし、きょうお集まりの皆様には釈迦に説法とは思いますが、臨床法学教育がいかに重要かということです。法曹養成教育というのは、単なる法学教育だけではなくて、プロフェッショナルの養成であるということです。プロフェッショナルというのは、理論を知っているだけではなくて、技能を持ち、そして責任を持った統合主体、理論と技術と責任の統合主体として国民に期待されている専門職のことです。したがって、これを統合している人がリーガルプロフェッションだとすれば、統合した人を育てるような教育が不可欠なことは明らかであろうと私は思います。

**【理論と技能と責任の統合教育】** 統合の媒体は何かということですけれども、今、工藤さんがお話ししたように、理論と技能と責任を統合するのは、名前と顔のある依頼者であります。名前と顔のある依頼者が目の前にいるからこそ、理論はその依頼者のために、技能もその依頼者のために、そして責任も、依頼者のために提供しようということが学生たちの中に湧き上がってくるわけです。かといって、この3つをばらばらに教えて、1つ1つをばらばらに単発的に事件を受任すればいいというわけではありません。いずれも体系的な理論、体系的な技能、そして体系的な責任を教える必要があります。だからこそ、大学で統合教育である臨床教育を行う意味があるのだと私は思います。

ですから、統合教育は何も裁判をやるわけではないわけです。依頼者というのは裁判以外にも多くの場面に依頼者がいます。ですから、クリニックは、私は刑事弁護ク

リニックを担当しましたけれども、例えば企業法務にしる、行政にしる、それぞれの依頼者がいるわけですので、それぞれの臨床教育が可能だと思います。

しかし、刑事弁護クリニックがなぜ臨床教育の教科としてすぐれているかというのを次にお話をしたいと思います。

理論と技能と態度が刑事弁護の場合は一義的であるということです。つまり刑事弁護人の価値、軸足はどこに置くかということ、依頼者に置けばいいわけです。被疑者、被告人にだけ置けばいい。その意味で、理論や技能や責任が非常にわかりやすいという特徴があります。また、今の刑事実務は圧倒的に検察が優位に進みます。したがって、実務を批判的に検討するという意味でもすぐれた教材だと思います。また、刑事事件の被疑者、被告人の多くは、社会の中でお金のない、また恵まれない人々が多々います。したがって、社会の中にはそういう人たちがいる、そういう人たちが暮らしているコミュニティがある、そういうことをじかに知るという機会も提供してくれます。そして、幸か不幸か、犯罪は全国で起こります。ですから、どこにいても、どこの大学院でも教材には事欠かない、ユビキタスな科目だろうと思います。そして、先ほどの早稲田のケースもそうですけれども、コミュニティとの関係が生まれるということとも重要だろうと思います。

ただ、刑事弁護クリニックは、残念ながら、私が早稲田にいたころから、2004年からやってはおりましたけれども、いまだに大きな進展を見ずに来ております。その実現を妨げているものは何かということで、私なりに考えたものがございます。

1つは、法曹三者の課題です。残念ながら、法曹三者は法曹養成制度の改革に臨んできたけれども、私たちはまだ点にこだわっている。つまり試験による選抜にこだわっている。試験に受かっていない人と受かった人とは違うんだという意識に私たち法曹三者はまだいるのではないか。私が刑事弁護クリニックを担当して特に感じるのは、例えば秘密接見に学生は同席できない、検察官から開示を受けた記録を学生に見せてはいけないという意見もある。しかし、こういうものなしに一体どのように教育を進めていくんだろうかという大きな疑問を感じます。

2番目は弁護士会の課題ですけれども、後進育成の責任を研修所ではなく弁護士会が負うべきだということに、まだ意識が十分に行っていないのではないかと感じます。

3番目は、法科大学院ですけれども、法科大学院は刑事弁護クリニックに友好的だと、残念ながらまだ言えないように思います。例えばクリニックは機械的、技術的なものであって、知的な、理論的なものではないのではないかという意見もあるかもしれません。しかし、先ほど申し上げましたように統合ですので、理論も非常に重要な位置を占めるということをご理解いただきたいと思います。

それから、修習問題です。恐らく私がいたころから変わらずに、見習う修習であろうと思います。見習う修習の場合には、そこには主体的な責任を持った参画とは違うものになっていないだろうかということです。そして司法試験について、リーガルクリニックが試験準備の邪魔になるという声

を、残念ながら実際に学生からまだ聞くわけです。それだけ試験が重荷になっている。そんな中で、どのようにして統合主体である法曹を育てようとするのかというのが大きな疑問であります。

最後は国際的な視点です。法の支配がグローバルスタンダード化している。どの国でも、統合主体としての法曹の養成に大きく養成制度のかじを切っております。日本は世界をリードする国であるべきだと皆さん考えていると思います。であれば、当然にその中で、グローバルスタンダードである法の支配を使いこなす、広めていく、そういうリーガルプロフェッションを、臨床教育を使って育てていく必要があるだろうと思います。

## V 企業法務エクスターンシップと法科大学院教育への期待

○司会 3つ目の報告ペアといたしまして、KDDIで法務部長を務めておられる中里さんと、法科大学院の修了生であります大館さんから、企業法務エクスターンシップの現場から法科大学院に期待することということでお話をいただきます。

あらかじめ、1点だけ用語の説明をさせていただきます。一般用語としてインターンシップというのがあるのに、どうしてエクスターンシップという言葉わざわざ使うのかという疑問をお持ちの方がいらっしゃると思います。その答えの1つは、インターンシップというのは受け手、例えば企業がどのように学生を育てたいかという視点で訓練がなされるものですが、法科大学院の単位を伴うエクスターンシップというのは、大学教育の視点で、ロース

クール側の視点で、学生をいかに育ててもらいたいかという視点をもって行われるのがエクスターンシップであります。ですから、コインの両面をそれぞれの立場から見たものであるといえます。中里さんと大館さんから、企業サイドから法科大学院をもう1度振り返っていただいて、エクスターンシップに期待するものということでお話しさせていただきます。

○中里 KDDI法務部の部長をしております中里と申します。恐らく、私が一番アカデミックな場から遠いところにいる者であると思いますので、どこまで参考になる話ができるか少し不安もありますが、KDDI法務部のエクスターンシップ研修について紹介させていただきます。

最初にKDDI法務部の業務を紹介しますが、エクスターンシップの研修の話を中心にしたので、これはかなり手短にします。まずは、KDDIという会社について、名前ぐらいは聞いたことがあるとうれしいですが、ここで見ていただきたいのは人数です。グループ会社のKDDIアメリカとかを全部入れると、今は3万8000人ちょっといます。このぐらいの規模の会社です。

皆さんご承知のように、日本の人口は年30万人ぐらい減っていますから、このままauの携帯電話だけでは食っていけなくなる。そうすると何をするかというと、海外に出て稼ぐか、携帯電話以外のものでも稼ぐということになるんですね。それを格好よく言うと、ライフデザインという言い方になります。ですから、今はKDDIも、電気をやる、損保をやる、生保をやる、物販をやる、ヘルスケアをやる、といろいろやっています。

【企業法務部で求められる即戦力】 我々は電気通信屋ですから、電気通信事業法とか、総務省の規制は骨身にしみてわかっていますが、ある日突然、現場から、保険業法について教えてくださいとか、今度血液サンプルからウェブで血糖値とか全部出せるサービスをやるけれども、これは医師法上いいですよ、そういう検査キットを売っても薬機法上いいですよ、auショップで保険を売りたいけれども、保険業法上問題ないですよ、すぐ教えてください、あした役員会にかけますと、そういうのが来るんです。ですから、我々は、金融庁とかの規制は知らないよとか言えないので、常に新しいことをすぐに見きわめてやらなければいけない、イエスカノーか答えなければいけないということで、即戦力が喉から手が出るほど欲しいというのが今の我々の法務部の状況です。

一方で、3万8000人いる会社で法務部員は20人です。しかも、ダイバシティー重視の時代ですから、今3人育休で休んでいます。皆さん、3万8000人で17人です。単純に割ったらどうなると思いますか。よく私が、1人の法務部員に、お前の右肩と左肩に1000人ずつ乗っていて、頭に300人乗っているぞと。2300人、そういうのがリアルな現場です。そして、次から次へと新しいことを聞かれて、知りませんとは言えないということで、さすがに会社も危機感を持っていて今ふやしてくれてはいますけれども、ふやしても年に1人か2人です。結果的に、弁護士の比率は、一部上場の企業の中でもかなり高いと思っています。今弊社の法務部員の2人に1人は弁護士です。ニューヨーク州弁護士もい

ます。

**【法務部員の多様な職務歴】** 20名のバックグラウンドですが、私は、昔営業もやっていたし、事業企画もやっていた人間で、人事異動で今法務ですが、こういう人間はマイノリティーなんです。4割しかいません。ロースクールを出て、社会人として初めてこの会社に入社しましたという人が真ん中です。今5名います。私のイメージでは、この人たちはiPS細胞みたいなもので、いろんな可能性を持っていて、すごく大化けするけれども、育て方を間違えると潰れちゃうんです。だから、非常に神経を使います。組織で働くことをまだ知らない人たちですから、育成がすごく大事です。

一方で、中途採用の人たちがいます。この人たちは即戦力です。自分の仕事のパターンを持っています。でも、逆に言うと、自分の文化とかやり方を持っているから、KDDIに来て適用できないとか、こんなところにいてもしょうがないとか、この会社おかしいでしょうということになりやすいから、ハイリスク、ハイリターンです。

中途採用で入っている人で、しかも弁護士の人たちがいます。そのバックグラウンドはいろいろです。他社の法務部から来る方もいるし、法律事務所から初めて企業という方もいます。この人達が今ふえて4名です。なので、普通の会社であれば人事異動で来る人が100%なのですけれども、法務部ではマイノリティーで4割しかいないんです。あとは司法試験を受けて、司法修習をやって、会社に初めて来ましたとか、他社とか、他の法律事務所から来ましたという方がマジョリティーです。かなりこれは特殊だと思います。しかも、この変化が

起こっているのはここ10年です。

ご参考までに、余りこれは外に出さないんですけども、KDDIという会社に弁護士が何人いるかという、さっき9人と言いましたけれども、実はほかの部署にもいて、今KDDIにはトータルで17人の弁護士がいます。これは一般の法律事務所より多いくらいです。何で法務部外に弁護士がいるのかというと、社内規程により、複数部署を経験しないと将来管理者になれないんです。だから、私もその辺は考えて、入って3～4年経験を積んだ人が今どんどん出ています。グローバルに海外の現場に行ったり、auの最前線に行っている人がいます。半分以上が今法務部にはいないんです。

私が今法務部に来て10年ですけれども、最初に中途採用をしたのが2009年です。9年間で中途、新卒をあわせて16人採っています。最初の弁護士第1号の方は、普通に大学を出て会社に入って、会社で司法試験に受かった方なんです。だから、弁護士として採ったのは2009年の62期の方、つまりここにいる大館ですけれども、それが第1号です。

私が法務部に来て1年ぐらいいして来たのかな。その後、あれよあれよとこれだけふえて、今は17人です。ちょっとこれは自慢なんですけれども、今まで1人もやめていないんです。今、インハウス・ローヤーは流動性が高くて、転職市場ができています。だから、うちも中途採用でいっぱい採っているんですけども、幸いきょうまで1人もやめていません。

ここからエクスターンシップの研修の話です。まず、何を目的にしているのかというと、最近よくある、インターンでいいや

つは唾をつけて採用しようという考えは、我々にはないのです。別に採用とは結びついていません。今までおつき合いがある法科大学院から推薦された方は無条件で受け入れています。大体年に1回、8月から9月にかけて2週間やるんですけれども、今4人とか5人です。正規構成員が20人の部で5人のエクスターンを受け入れるというのは結構大変なんですけれども、推薦された方は無条件で2週間やってもらいます。採用については、本当にいい方がいて双方合意すれば来てもらいます。実は今までそういう方は2名だけです。だから、採用のためにやっていますというつもりは全くありません。

もちろん中長期的に企業法務がわかる弁護士さんがふえてくれるのはうれしいということがありますが、私の本音はもっと違うところにあります。実は法務部員の勉強になるんです。毎日、法務の業務をやっていると、本当にこれは自分にとって意味があるのかと思うことが多いですが、そこに若い学生が来て教えるわけです。教えて、学生からすごいですねと言われると、「あ、俺って結構楽しい仕事をいつもやっているじゃん」と思うんです。自分がしゃべっているのを学生が目の色を輝かせて聞いてくれると、「実は俺が毎日やっている仕事ってすごい意味があるじゃん」と再確認させてくれて、これがすごく効果が大きいんです。

私は会社から「費用対効果があるのか」とかいろいろ意見を言われても、今のところこれを続けたいと思っています。これをやると法務部員の目の色が変わるので、そういう意味では非常に意味があります。

**【退路を断った実務経験】** エクスターンは先ほどの説明のように毎年4名から6名ぐらい、かたまると嫌なので各ロースクールから1人ずつにしています。どういうことをやるかという、ポイントは、2週間本当に法務部員とみなして扱うことです。本当にリアルに各部署からの依頼をやってもらいます。シミュレーションではありません。私がこだわっているのは、エクスターンが担当になりましたというときに、現場の人に、「私は研修生です。」とか言わせないことです。法務部の丸々ですと言わせて最後までやらせます。逃げ場をなくす、退路を断つ、だからガチです。本当に真面目に今進んでいる仕事をやらせます。もちろん1人ずつに部員の指導がつきます。「私は研修生です。」と言ったら、現場にいる人は怒りますよね。「お前の教育のためにやっているんじゃない。」という話になるので、ここはこだわっています。だから、一切素性は明かさません。そうすると、「法務部にはまた若手が1人来たのか。」というぐらいの反応で、どんどんメールが来るわけです。「今こうなっていて、状況が変わってこうなんだよ。」というメールが来て、それを全部やってもらいます。それを、2週間で早い人は2件やります。これは非常に意味があるというか、リアルに法務部を体験してもらおうということです。お客様扱いではないです。

実際の中身ですけれども、本当のリアルなので、契約書チェックが多いです。もちろんちゃんとできそうなものを選んでいきますけれども、契約書チェックで、多い人は2件やります。あとは法務部員それぞれ得意分野がありますから、M&Aの権威とか、

グローバルなら任せるとか、人事労務案件は毎日やっているよという法務部員たちが、自分の得意分野を学生に1時間ぐらいレクチャーをします。学生にとっては、毎日そういうレクチャーがありますので、この辺も結構おもしろいかなと思います。

また、我々の仕事では外の法律事務所もちろん使いますから、そういうところにクライアントとして相談に行くときにエクスターンと一緒に来てもらう。学生には、企業側の立場から法律事務所の実際の弁護士がどういうことをやって、どういうことを言うかというのを見てもらいます。これはなかなか普通のシチュエーションではあり得ない。法律事務所にエクスターンで行けば、やっぱり法律事務所側の人間として扱われますけれども、企業側のお客として事務所に行って、どういうふうに法律事務所の先生が立ち居振る舞いをするのかを見て回るというのをやります。

あとは、練習問題、今までやった案件の中でこれは勉強になるというのをちょっとデフォルメして、宿題として2週間考えてもらって、最後の日に発表してもらいます。これは法務部員が全員見ている中で、こういう感じで20人見ている中で発表して、我々はその案件をよく知っているから突っ込みどころもよくわかっているので、どんどん質問して詰まらせるという、卒論みたいなものとしてやります。これで2週間が終わるという感じです。

**【エクスターン学生のタイプ】** 学生がどんな反応をするのかというと、結構おもしろいのは、「美しい」契約書をつくりたがるんですね。例えば我々も代理店の方と契約するとき、できるだけ自分を有利にしま

す。我々は30日以内の通知で契約を切れる。でも、代理店は1年に1回の更新のチャンスでしか切れないと契約書に書くと、思い切り修正してくるんですね。「これはおかしいでしょう、やっぱり甲と乙は対等じゃなきゃおかしいですよ。」と、「美しい」契約書にエクスターンは全部つくり変えるんですね。だから、それは、「おいおい僕たちのゴールは何だっけ。甲乙バランスのとれた美しい契約書をつくることだっけ。別にいびつでもいいじゃない、僕らが不利でなければそれでいいだろう。」と、そういう話が毎回出てきます。

あとは逆のパターンです。知っていることを全部使って相手をぼこぼこにする。「損害賠償については、うちは直接損害の賠償義務だけで、相手からは間接損害も含めて全部損害賠償をとるようにしましょう。」という規定を本気で書こうとします。相手はビジネスパートナーで、別にけんかするわけじゃないからと説明して思いとどませます。あとは、抱え込んだじゃうタイプです。「もっといいのができるはずだ。ここはおかしい、ちょっと調べます。」と考え込む。法務部員は契約書をつくるのがゴールになってしまうんですけども、現場の人は、契約を結んでからがスタートなので、お前、何でそこで時間をとめているんだよ、と怒られる。80%でもやらなければいけないことはやらないといけないし、70%でも出さなければいけないときはある。

なので、君の納得できる契約書をつくるのが目的ではないんだから、現場にとって一番動きやすいように考えてあげて、「法務部のおかげでこのプロジェクトがやっと



動き出したよ。」と言ってもらえるようにする。本当にそう言ってくれます。現場には研修生とは伝えていませんから、今回の法務はよかったよと言ってくると、学生さんは本当に喜びます、緊張感もあるでしょうから。これはすごく大事な経験だと思っています。自分の知識を使って、困っている人がこんなに喜んでくれた。最初は血相を変えてきたけれども、最後は本当に感謝されると、これはすごく嬉しいことです。

先ほど言ったとおり、私どもはエクスターンを社員として扱っていますから、結構重要な企業情報を全部見せています。もちろん守秘義務誓約書を学生からとりますけれども、この2週間は余り隠していません。特に法務部はすぐ近くに役員がいっぱいいるような環境なので、学生も副社長とか常務に普通にトイレで顔を合わせるんですね。そういう環境も全部見せています。

学生からの感想で多いのは、企業法務という言葉は誰でも知っているけれども、全然イメージが湧かなかったが、すごくよくわかりましたという人。これは当然そうですね。あと、こういう人も多いです。今まで日々試験勉強をやっていたけれども、それがどう生きるのかぴんとこなかったけれども、企業法務に入ると、こういうふうに民法の知識が生きるんだとか、会社法の知識はこういうところに出てくるんだということがわかって、すごくモチベーションが上がりましたと言ってきます。

**【司法試験とエクスターンシップ】** この2週間、司法試験の勉強なんか一切できません。やる暇はないです。家へ帰ればぐったりですから。でも、今まで13年このエ

クスターンをやっていて、人数にすると52人の方がこの研修を受けています。僕らはその後も一々フォローをしていないので、司法試験を受けたかどうかわからない人もいますけれども、仲よくなった人は必ず報告に来るんですね。42名受けたのがわかっていて、報告があったのが34人いて、26人が受かって8人が落ちていますから、単純計算で76%受かっています。エクスターン研修生の合格率が76%です。結果的にそういう成果も出しています。優秀過ぎて、うちの内定もとったんだけど、任官を勧められて裁判官になりたいという人も今までいました。

総括ですけれども、何を期待しますかという、今まで申し上げたとおり、学生は結構頭でっかちですけれども、学んだ知識をどう生かせるのかを、理論と実務を通して、価値観として明確にすることですね。自分の知識を何にどう生かすのか、何のためにこれをやるのかということ、エクスターンシップの研修を通して、バランスよく身につけてもらうということが、重要なと思います。また、具体的に困っている人を助けて感謝される経験はすごく大事ですね。

私の話はこの辺にして、実際にロースクールを出て、今、企業法務で9年間やっているうちの私に話をしてもらいたいと思います。どうもありがとうございました。これからもお手伝いができればと思っています。

○大館 KDDIの大館でございます。私は、先ほど中里がパワーポイントで紹介したところの司法修習修了型と中途採用のハイブリット型になります。

私自身の経歴としましては、物理学を修士までやって、通信メーカーで6年間勤務した後に、特許を出したり、アメリカの研究所でアメリカ人の権利意識に触発されて、法律っておもしろそうと思って、第2期末修として法科大学院に飛び込んだのです。いわゆる純粋未修でした。

法律の素養は全くなく、債権者と債務者がどう違うのか、相対的なものかというのがなかなか理解できなくて、入った1年目は1日20時間ぐらい勉強していることもありましたが、3年間本当にみっちりご指導いただき、62期として司法修習終了後、KDDIにそのまま入社して9年間企業法務に就いています。本日は、純粋未修として法科大学院を修了した者から見た企業法務及びエクスターンシップについて、時間の関係もごございますので、簡単にご紹介させていただきたいと思います。

**【企業法務部の業務】** 実際に企業法務で私どもが何をやっているかですが、現在の法務業務を大きく分類しますと、法的な質問、例えば景表法に抵触しませんかとか、独禁法に抵触しませんかといった質問から、契約審査要請をグループ3万8000人から受けて、それに回答する業務が約6割でございます。

それ以外に、訴訟・紛争対応として、プロバイダ責任法に基づく発信者情報開示請求であるとか、クレームが生じて訴訟になったものに対応する業務が1割、M&Aであるとか、労務関係といったプロジェクト案件が3～4割です。

当社の中でご紹介させていただきたいのは、プロジェクト案件対応の中のM&A案件対応業務です。私が入社した前後ぐらい

から、通信とライフデザイン企業に変貌を遂げるべく、非常に活発にM&Aを行っております。M&Aをただ外部の法律事務所をお願いして見ているだけでは、どんな手続が、どういう法的根拠に基づいて行われているのかなかなか腑落ちしないため、何件か外部事務所に依頼した案件を社内の関係者としてサポートした経験を積んだ後に、簡単な案件が来たときに、これだったら私と社内の関係者で検討して内部でできますという提案をして、非常に簡単な株式譲渡契約から内製化を始めさせていただきました。その後、分割などの組織再編案件があった他、もろもろのスキームの案件であったり、それ以外にも出資案件、合弁会社設立案件など、多くの機会に恵まれたので、これらのうち金額やリスクが低いものについては、完全内製という形で、デューデリジェンスから契約、起案、交渉、PMIまで、外部の法律事務所によらずに、法務部員だけで実施する取り組みを実施しています。

年間20件から30件ぐらいの内製案件を、20人しかいない法務部員でやっているもので、業務自体は増えているものの自分たちが学んできたことが自分の手で形にしていけるということで、担当者は本当に目を輝かせて、すごく楽しんでやっています。担当者はロースクール経由者もいますし、従来からの法務部員もいて、みんなが熱意を持って取り組んでいるおかげで研鑽できていると感じます。

エクスターン生の方には、先ほど中里から話があったとおり、契約書審査とか通常案件の事件を基本的には担当してもらいますが、M&A案件の中に入って一部担当頂

くこともあります。例えば分割と事業譲渡だったら、どういう差があるかをまずレポートしてもらって、どちらを選択するか、こういう弊害があったらどうするか、という形でどんどん聞いて深いディスカッションをしていく中で、エクスターン生が、無味乾燥だと思っていた会社法を読みこなし、関係の規則等のガイドラインなどにも気付き、本当にすばらしい回答を提案してくれることもあります。そういった意味でも、M&Aの内製案件はエクスターン生にも企業法務に興味を持ってもらえるきっかけになる業務だと思います。

【インハウス弁護士のやりがい】 企業法務のやりがいは、自分で案件をつくる中に加わるという楽しみがあると思います。エクスターン生の方には、それを部分的でも感じてもらっていると信じたいです。

次に法科大学院の経験はどう生かされているかのかですが、法務部の実務で必要な力とは、民商法の基礎知識、考え方を応用して、未知の問題、形成過程にある法領域に対応できる力であり、かつそれをちゃんと関係者に理解してもらおう力だと思います。私は、GDPR（EU一般データ保護規則）の対応にも今かかわっているんですけども、法律は本当に無限にあって、既存の法律だけ知っていても全く通用しなくて、それを法律の関係者だけではない事業部門の人が腑落ちする形でフィックスさせていくことが必要です。必要となるのは知識を活用して、それを説得的に周りに伝えてしっかり落としどころまで探っていく力が必要です。

エクスターン生の方も、通常案件の対応の中で、事業部の人に理解してもらおうこと

に本当に苦勞していますが、ただ、そこを頑張っただけであれば必ず感謝の言葉をもらえます。実務というのは必ずしも法律の知識だけでは進まないんだということが感覚的に体得できます。

法科大学院授業につきましては、基礎科目、実体法、手続法について、第一線の実務家、研究者の方といずれも双方向授業で深い議論ができるところが本当に魅力的だと思っています。法科大学院でなければ、絶対にそういう経験をすることはできませんでした。ソクラテスメソッドというのは、授業の予習にものすごく時間がかかって当時は大変だったと思うんですけども、あの経験がなければ、今私がインハウスとしてここまでいろいろ案件を担当させていただくこともなかったと思いますし、今の私自身もいなかったと思いますので、本当に双方向授業に関して、先生方の教えやご尽力に感謝しております。

エクスターン生も、実務が極めて実践的な社会であることを企業法務のエクスターンで体験いただいていると思いますし、自分がどの辺が得意で、コミュニケーション能力はあるけれども、その先の据わりを考えることが苦手だとか、得手不得手、これから身につけるべき法律プラスアルファのスキルは必要だということを早期に知っていただくのは本当に重要なことですので、これからもぜひエクスターンシップなどの経験は積んでいただきたいと思いますし、そういった取り組みは続けていただきたいと思います。

法科大学院修了生として、今後の法科大学院に期待することとしましては、先般、経産省の国際競争力強化に向けた日本企業

の法務機能の在り方研究会報告書でもあったように、企業法務や法曹全般で、グローバル社会の中で活躍する実務家の養成が今非常に求められている、それを実際にできる教育機関だと思っております。さまざまな視点を持つ方が法律実務に即した議論や検討を行える教育機関であり続けてほしいと思います。

## VI 人権クリニックにおける理論教育と実務教育の架橋

○司会 4番目のペアとしまして、一橋大学の阪口さんと、岩元さんから報告いただきます。岩元さんは、現在法学研究科の博士課程に在籍中なんですけれども、一橋大学の法科大学院を修了されています。

○阪口 ただいま紹介いただきました一橋大学の阪口です。きょうは人権クリニックの紹介をします。一橋には、実はクリニックと呼ばれるものが3つあります。1つは法律相談クリニックで、これは法律事務所と協定を結んで、学生を法律相談に出して、その後、検討会をするということをしています。

人権クリニックと一橋で呼ばれているものは、2つあります。刑事の上訴クリニックと、憲法の人権クリニックです。狭義の人権クリニックというときには憲法だけを指し、広い意味で使うときには、刑事のものと両方を指しています。この人権クリニックという考え方は、一橋ロースクールの3つの理念に由来しています。3つの理念の一番最後に、豊かな人権感覚を持った法曹を育てるということがありましたので、2004年に法科大学院を設立するときには本学におられた後藤昭さんと私が相談し

て、刑事と憲法と1つずつ人権クリニックをつくらうということで行っております。

刑事と憲法の狭義のクリニックでは位置づけが少し違っていますが、両方とも即戦力養成プログラムと位置づけています。ただし、即戦力の意味が刑事と憲法では違ってきます。刑事のほうは、そこそこ刑事弁護の需要はたくさんありますし、弁護人もたくさんいる。むしろ養成すべき人材は、刑事の上訴事件を扱える人材であろうということから、そこを中心にしていきます。それに対して憲法のほうは、皆さんご承知のように、だいたい憲法訴訟と位置付けされる段階になるともう負けるということが言われるように、非常に少ない訴訟ですが、その憲法訴訟を扱える人材をつくらうということです。これは文科省加算プログラムで評価していただきました。

【3年次の発展ゼミ】 憲法のクリニックは、基本的には刑事も共通しているんですが、3年次の前期と後期にそれぞれ発展ゼミという類別になります。これは一橋独自のものでそれぞれの先生が少人数のゼミをやって、発展的な問題を扱うというものです。刑事と憲法では人権クリニックと呼んでおり、刑事が3年前期に置かれていて、憲法は3年後期に置かれています。憲法の人権クリニックで基本的に扱うのは、現在は半期13回の授業で、1個か2個の外部の事案を弁護士さんからいただいて、資料を全部もらい扱います。

事案の選択はいろいろな形があります。例えば、一橋には憲法の教員が3人いますが、そこに何らかの形で意見書を書いてほしいと弁護士さんから言われると、意見書を引き受けるので、これをクリニックで扱

わせてくださいとお願いするという形があります。これまで扱った事案の中に、選挙供託金訴訟というのがありますが、これは、弁護団から本学の教員のところに意見書を書いてほしいという依頼がありました。我々のほうで人権クリニックで扱わせてほしいとお願いして扱ったということもあります。

基本的には書類をもらい、最初は、事案の内容をざっと紹介するような資料から始めて、次に、例えば原告の訴状をつくってみる。訴状の要点列挙みたいなものをつくって、弁護士さんが書かれた訴状と照らし合わせてチェックをする。同じように、どんどん準備書面をもらったら、自分たちの準備書面をつくって、それと照らし合わせる作業をする。要するに、自分たちがつくってみた書類と、プロの弁護士さんがつくった書類とどこがどう違うのかということを検討しています。日本には憲法訴訟という独自のものはありませんから、みんな民事訴訟、刑事訴訟、行政事件訴訟のどれかですから、それにまつわった論点も一緒に扱う。事案の中で憲法がメインなんですけど、憲法以外の論点も扱う。

例えば去年は砂川事件の再審を扱ったので、これは刑事における再審の要件等をかなり詳しく扱うので、刑事訴訟法の先生にも授業に来てもらい一緒に考えるという形で扱いました。

憲法の人権クリニックで扱ったものが1度法学セミナーで詳しく紹介されましたので、もし興味のある方は『法学セミナー』（2015年11月号）が特集を組んでいますから、ここに詳しく載っていますので見ていただければと思います。

一橋は1学年80人ぐらいですが、憲法の人権クリニックの受講生は少ないときは1人、多いときは9人から10人ぐらいです。その年度によってかなり異なっているのが実情です。刑事のほうも、一番少なかったときが1名、今は6～7名います。

指導体制のほうは、憲法のクリニックは、昨年までは私が担当して、現在は別の教員が指導しておりますけれども、研究者教員1名と、それから、一橋の研究者養成の法学研究科博士課程に、弁護士の方が3名ほどおられて、今日はその1人でクリニックのOGでもある岩元さんがおられますが、博士課程の弁護士の方に入ってもらい、その人たちにも手伝ってもらって一緒にやっています。研究者教員1名と、実務家2名、あと学生という形で、分担をして、研究者の教員が主に理論の指導をしたり、実務家の先生が書面の書き方とか、あるいはこういう論点もあるんじゃないかと指摘してもらいやっています。

**【学生と弁護団との検討会議】** このように書類をずっとつくって行って、何回も重ねた結果、最後には弁護団を招いて検討会をやっています。これは最終的に、弁護団に対して、クリニックの学生から、もっとこうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかという提案をして、それに弁護団のほうで答えてもらい、その後、弁護団と一緒に議論をするという形でやっています。

では、こういうクリニックにどういう意義があるんだろうと考えてみますと、1つはそもそも、先ほど申し上げたように、日本では非常に憲法訴訟が少ないということもあり、それを反映して司法研修所ではほ

とんど憲法に関しての臨床教育は行われな  
いということですから、その空白を埋めて  
いるのではないかと考えています。

それから、これは憲法の特徴かもしれま  
せんが、司法試験における憲法の問題はか  
なり理論的な問題になっていることが多  
く、むしろ実際の実務での問題とは少し  
違っているということから、受験勉強ば  
かりしている学生に対して、現実の事件を  
ぶつけて、これで一体憲法をどう使うん  
だということを勉強してもらおうというの  
がいいのではないか。法として憲法を使  
いこなすというのはどういうことなのか  
ということだと思います。

実際に生の事案に接するので、特に最  
後の弁護団との検討会のときには、学生  
はとても緊張していて、一体自分たちが  
考えてきたことが、弁護士の先生に通用  
するのかなと言いつつ、それでも目をら  
らんと輝かせて報告をやってくれるとい  
うのは、非常にいいことだと考えていま  
す。

ちなみに最後の検討会は、受講生と弁  
護団と教員だけではなく、研究者養成課  
程にいる博士課程の学生も修士課程の  
学生も含めて10数人いるんですが、全  
員一緒に出席して検討するという形で  
やっています。やっぱり生の事案の中  
で、憲法は一体どうやって使うのか、  
実際にプロの実務家に自分がつくって  
きた書面が通用するのかなということ  
を考える機会は非常に貴重な機会です。

時々聞かれるのですが、附随的効果とし  
ていいようがないのですが、なぜかこの  
クリニック、刑事のほうも憲法のほうも  
そうなんですが、クリニックを受講した  
学生さんは非常に司法試験の合格率が  
高いという

ことです。2016年度は憲法の人権クリ  
ニック受講者は1名しかいなかったの  
ですが、実は刑事のほうもこのとしだけ  
は1名でした。現在は両方とも7名に復  
活しています。今後も加算プログラムな  
どで、その意義をしっかりとアピールし  
てゆきたいと思っています。

**【高い司法試験合格率】** なぜ合格率  
が高いのかと考えると、私自身が見て  
いる感じでは、もともと来ている学生  
がかなりの余裕がある学生だろうと思  
います。要するに、受講生が少ないん  
ですが、とってくれる学生というのは、  
あまり司法試験ばかり考えていない、  
その先を考えている学生がいて、司法  
試験も勉強はするけれども、実際に自  
分が実務家になったときに使えること  
の勉強がしたい、だから刑事の上訴ク  
リニックとか、憲法の人権クリニック  
をとってくれるのだと思います。した  
がって、もともとそういう意識が高  
い学生さんなので、多分司法試験の  
合格率も高いのだと思います。

ただ、2つぐらい課題があるのではない  
かと思っています。1つは今も申し上げ  
ましたように、司法試験との関係があ  
りますので、どうしても受講生の確保  
がかなり難しいということです。一橋  
の80人の中で7人等を確保するのは  
かなり大変です。刑事のほうは3年  
前期で、特に憲法のほうは3年後期  
ですから、3年後期ともなれば、学  
生たちはほとんど司法試験に関心  
が行っている中で、こんなクリニック  
をとってどうするのという学生もた  
くさんいるようです。それでもとっ  
てくれる学生さんは、先ほど言った  
ように非常に優秀な学生さんが多  
いです。

もう1つ、これは私がかねがね感じているのですが、日本の弁護士さんはいろいろな個人技が非常に多い弁護活動をされていると思いますが、もう少しいろんな問題についてノウハウをきちんと、例えば刑事事件もそうでしょうし、刑事事件の中でも、例えば死刑の弁護をどうするのか、憲法の人権問題をどう扱うかについて、そういうものをもっと少し集団で学んでいく機会がもっとあっていいんじゃないかと思います。法科大学院のクリニックはその端緒になるのではないかと考えています。

とにかく検討会が一番盛り上がり、検討会の後には、必ず弁護団の先生方と一緒にお酒も交えた懇親の機会を設けています。その席で、法科大学院の人権クリニックは良い、法科大学院も見直した、といったお話もいただいています。

それから、めったにお招きしないんですが、たまには原告自身をお招きすることがあります。日の丸・君が代の訴訟でずっと処分を下されている教員の2人、有名な先生ですが、その先生方をお呼びしたところ、受講生は、実際に原告に会ってみてどうということなのかということもよくわかった、ますます法律をちゃんと伝える人間になりたいということを書いてくれたりしました。

次に、実際に受講生としてどうだったかということ、岩元さんをお願いしたいと思います。

○岩元 ご紹介いただきました岩元恵です。残りの時間で、私から、受講生、また実務家として感じる人権クリニックの意義について、簡単にお話します。

まず最初に、先ほどご紹介いただきまし

たけれども、私の経歴について述べます。法学部を卒業した後に、一橋大学の法科大学院に1期既修として入学しました。修了後はいわゆる一般民事の事務所で弁護士として勤務し、現在は一橋大学大学院法学研究科博士課程に在籍しています。今お話のあった人権クリニックとのかかわりでは、法科大学院生として受講したこと、博士課程に進んだ後に現在参加していること、2つの場面でのかかわりがあります。

2つの場面でのかかわりで特に感じたことは、訴訟は必ずしも特別なものではないということを実感できたということ、当事者の方はもちろんのこと、弁護団の先生方も真摯に問題に向き合い、悩みながら取り組んでいるという姿を間近に見ることができたということです。

私が受講した当時は、最初に人権クリニックが開講されたときで、実際の弁護団の方にクリニックに来てもらったり、実際裁判所に提出されている書面、書証を見る機会はありませんでした。ただ、授業の一環で、実際に事件が起きた現場を見学に行くという機会を持つことができました。私が受講した当時扱った事案は、自衛隊官舎に立ち入ったのびら配布の事件でしたが、そのときに実際にどのようなところで起きた事件なのかということを目の当たりにしたことによって、机上のものとして感じられがちな事件について、臨場感を得るとともに、どう解決していくべきなのかということについて、より真剣に考えることができるようになったと感じています。

**【身近に感じる憲法訴訟】** 一般的に訴訟は身近なものではないと言われることが多く、中でも憲法訴訟については、身近な印

象を受ける人は多くないと感じています。しかし、どのような状況でその訴訟を提起することになったのかを具体的に見ることによって、憲法訴訟といえども、決して特別な人が起こしているのではないということがわかって、訴訟全体について、憲法の授業で取り上げる判例についても、身近なものとして感じるができるようになりました。

また、実際に弁護士として仕事をするようになってから感じることもありますけれども、弁護士の仕事自体は多岐にわたっており、また弁護士によって仕事の仕方などもさまざまというのが現状だと思います。

先ほど人権クリニックの授業について紹介がありましたが、1学期の授業の中で複数の事件を扱うという形で現在は授業が行われています。そのため、憲法訴訟を扱っている弁護団といっても、その構成ですとか、憲法訴訟にかかわることになったきっかけなどを含めてさまざまであるということが受講者としてもわかるのではないかと考えています。また、必ずしも訴訟という形になっていない場合もありますが、手続を進行していく上で、いろいろな工夫を凝らして問題を解決しているところについて体験することができるという点でも意味があるように感じています。

訴訟の進行等については、憲法訴訟自体が実務家となった後も経験する数としてはかなり少ない分野であるため、法科大学院生時代にそのことが貴重だということを体感するというよりは、実務家になってから、あのとき知ることができてよかったなど受講者が思うことなのかもしれません。

実際に弁護団を招いて授業をする機会もありますが、その際には、それまで検討してきた中で疑問に思ったことを、法科大学院生が直接弁護団にぶついたり、弁護団の先生が勝訴するための理論構成の中で悩んだこと、難しさなどを率直に語ってくださるということもあります。裁判所に提出された全ての書面や証拠を検討するというところまではできていないときもあり、受講者に一部厳選したものを見てもらっているという場合もありますけれども、書面だけではなくて、証拠なども検討してもらおうという形にしていますので、書面を読んで検討して、証拠に触れたからこそ生じる質問や疑問というのがありますし、そういった質問を学生の側がするからこそ、弁護団から出てくる話というのがあるように感じています。単にゲストとしてこの憲法訴訟を扱っている弁護団という形でお呼びしただけでは議論にならない部分ですとか、書面などをただ読んだだけではわからないというところまで、クリニックを通じて知ることができているように感じています。

先ほども話に出ていましたが、事件によっては、当事者の方がいらしてくださる場合もあります。当事者の方から、率直なお話、お気持ちをお伺いすることができたり、先ほどお話ししたように、憲法訴訟を起こしている当事者の方が、決して特別な人というわけではないということを実感できる機会にもなっているように感じています。

特に憲法訴訟という場合になるかもしれませんが、単に裁判で勝訴するということだけではなくて、どのような主張を組み立てて、どのような内容で裁判に勝つのかと



ということが問題になることもあります。そういったことに対する当事者、そして弁護団の悩みというのを直接感じられる機会にもなっていると思っています。

先ほどご紹介がありましたように、人権クリニックの授業自体は3年次に置かれており、その時期ともなると日々の勉強ですとか、近づいてくる司法試験に気をとられるころになっているかと思います。しかし、その時期だからこそ、目の前の課題ではなくて、試験に合格した先を考える機会という形で、この人権クリニックの機会がよい面で働いたと私自身は感じています。試験に合格するというのも1つの重要なことにはなりますけれども、そもそも何のために法科大学院に進んで勉強しているのかとか、勉強して試験に合格したらどのようなことに取り組めるようになるのかとか、そういった長期的なことについても再確認することができる機会としても機能しているように感じています。

人権クリニックの経験を通じて、何のために法科大学院で勉強しているのかということについて改めて気づかされることもありましたし、その後、弁護士として事件に向き合うときにも、その姿勢にも影響があったのではないかと感じています。

ご清聴ありがとうございました。

## VII 外国人法クリニックと難民法領域での法曹人材の育成

○司会 5番目のペアとして、早稲田大学で外国人法クリニックを担当しておられる渡邊さんと、そして修了生の小川さんの報告をお願いします。早稲田大学では、民事クリニックを担当されている近江さんが説

明されたように、クリニック科目は、原則として研究者教員と実務家教員が共同して担当しています。外国人法クリニックは、実務家教員として渡邊さんと研究者教員として宮川が共同で担当しています。

○渡邊 弁護士の渡邊です。

早稲田大学のロースクールでは、外国人法クリニックをロースクールの設立当初からやっています。小川さんが履修した2009年には登録学生が11人いましたけれども、最近はそれに人数は多くなくて、数人程度で、1人という年もあります。このタイトルにもありますように、難民法領域での法曹養成の足掛かりになればと思っています。扱っている案件は、基本的に私が実務家教員として扱っている実際の難民事件、あるいは難民事件だけではなくて、退去強制に向き合っている人やその家族の案件をやっています。

きょうは、特に難民の方に絞ってお話をしたいと思います。難民の問題に関して言いますと、一般民事事件とか刑事事件とは全く違った様相の法領域でありますので、最初に1コマほどは座学的に講義みたいなことをやって、難民法についての理解をしてもらいます。難民認定の判断の仕方とか、難民申請の信憑性をどう判断するかとかということ、最初は概念的に抽象的に考えてもらおう。その後で、難民申請者本人や家族の人に実際に来てもらって、受講生が直接にインタビューをします。

難民の申請者ですので、自分の国に帰ったら捕まるかもしれないし、命を落とすかもしれないような、そういった深刻な状況の話申請者はするわけです。日本の日常生活の中では、普通はあり得ないような状

況がそこにはいろいろ存在するわけで、そういうことを学生さんたちから聞き出してもらおう。それは通訳を介してやることにもなりますので、いろいろな困難がそこにはあるわけです。

最初は、私のほうでざっと1回目の聞き取りをして、それを受講生には聞いておいてもらって、大体の申請者の話のあらすじを把握した上で、その詳細な詰めを学生さんたちにやってもらおう。最終的に目指すところは、これは入国管理局が相手方となりますので、裁判で難民不認定処分を争う事件を扱うことももちろんありますが、多くの事案では、申請者本人の難民認定申請書に併せて入管に提出する意見書をつくるという作業を学生にしてもらうこととなります。ですから、学生がやることは、本人への聞き取り、本人の出身国の政治状況や人権侵害状況を調査し把握すること、そして意見書の作成ということが中心になります。

難民法という領域では、本人が難民であることの証拠を持たずに出国していることが多いわけですから、難民認定申請書や意見書の作成は、その証拠のないところをいかに本人からの聞き取りで事情を把握し、その語ることの信憑性をその出身国の客観的な政治情勢や社会状況についての情報収集で固めていくことを考えていかなければなりません。ご承知のように、今も難民認定は日本ではほとんど認められていない状況ですので、そういう中で、その人が難民であることについて述べることを、どのような証拠を探して、どういうふうに説得的に組み立てるかを受講生に考えてもらうこととなります。もちろんそこは、法の目的

に従った判断をしてもらうということですので、法律家としての必要な素養に基づく判断過程は当然あると思いますし、そういうことを学生さんたちに考えてもらうことをやっています。

**【難民の命がかかるインタビュー】** 学生さんたちにとって一番インパクトがあるのは、やはり難民申請者本人へのインタビューだと思います。何といても、自分の命がかかっている人たちに対して直接話を聞いて、通訳を介してなので大変ですけども、何が大事なポイントなのかをきちんと理解しながら聞いていく。もちろんこちら側もいろいろとサポートはするわけですが、出身国の状況については情報が少ない場合もありますから、基本的な質問を組み立てて難民申請者本人から直接聞き取ることになります。どうしてもこちらの単純な質問に長い答えが返ってきて、インタビューの時間が延びたりしますが、そういう中で、申請者から信頼を得ながら、意見書をまとめていく作業は、それなりにやりがいがあることであると学生さんも思っていると考えています。

あとは、出身国情報の分析も英語のものが多かったりするものですから、そういったものも大変かなと思いますけれども、そういうことに少しでも関心のある人たちが集まってくれていますので、学生さんは出身国情報の分析なども一生懸命やってくれています。もちろん日本語の資料もありますので、そういうものも参考にしながらやっています。

この外国人法クリニックは、司法試験科目とは遠く離れた法分野ですが、ずっと継続しているわけです。早稲田の全体的なク

クリニックの現在の状況は、外国人法クリニックが継続できるかどうかにもかかわってくるものと思います。今のところ、履修生もいますし、彼らは彼らなりにこのクリニックのやりがいを感じてくれているんだなと思います。先ほど来申し上げましたように、そこにいる目の前の依頼者を自分たちが実際に保護できるかもしれない。実際に意見書をつくって入管に提出するわけですので、そういった意味でのやりがいが、この受講を通して感じられているのかなと思います。そこの実際のところは小川弁護士から語ってもらうことにします。

○小川 弁護士の小川です。簡単に自己紹介しますと、私は早稲田の法学部を卒業しまして、2008年に早稲田ロースクールの未修コースに入学して、66期の司法修習を終え、今、都内の法律事務所で弁護士をやっています。

外国人法クリニックを履修したのは2009年でして、当時は履修生は11人いまして、その後減っているという話ですけども、私の当時は割と大勢いまして、しかも社会人経験者が半分ぐらい、5人ぐらいいたんですね。当初のロースクールにはそれだけ社会人経験者がいたということだと思います。その中で7名が、私が知っている範囲では司法試験に受かっているの、合格率もそんな悪くないんじゃないかなと思います。ただ、1回で受かった人が多いかというと、何回か、結構苦労して受かった、僕もそうですけれども、そういう人が多いです。

取り扱った事件としては、私は難民事件だけでしたけれども3件、ビルマ人女性のケースが2つと、あとウガンダの同性愛者

のケースが1つでした。1つ目のビルマ人女性は訴訟段階の事件でした。じかに話を聞いて、出身国情報を調べて、陳述書をつくって、尋問事項案もつくって、尋問を傍聴しました。判決が出る前にクリニックは終わっちゃったんですけれども、ただ、その後結果を聞いたら、勝訴していたということで、もちろんほとんどは渡邊先生の成果のおかげだと思いますけれども、私の努力も多少意味があったのかなと思いました。

外国人法クリニックで何を学んだかということですが、これは、先の報告者の皆さんがおっしゃっていたような感じですが、まずは実務家としての肌感覚といいますか、どういうふうにして事件を処理するのかを目の当たりにして、目の前で学ばさせていただきました。

【依頼者への重い責任感】 忘れちゃいけないのが、クリニックの特徴として、本物の事件を扱うわけですので、依頼者に対する責任が非常に重くて、特に難民事件の場合は、帰国すれば、場合によっては殺されてしまうという人が依頼者ですから、非常に責任が重いです。そうした責任と向き合っている弁護士を目の前にすることで、私の中でも、やっぱり弁護士になりたいなというモチベーションの現場となるものでした。

クリニックを履修して考えたことに、「同級生の悩み」があります。一緒にこの外国人法クリニックを受けていた同級生が言っていたんですけれども、司法試験合格率が当初の想定と比べて格段に低下する中で、実務家になれないかもしれないのに、実務家の現場に触れることの意味があるのかと

いうことを彼が言っていて、確かにそういう不安があるのはわかりますし、特に今のロースクールではなおさらこういった不安が高まっているのかもしれませんが、1つ言えるのは、司法試験は必ずしも知識だけじゃなくて、精神力も必要なものだと思います。僕は2回目で受かりましたけれども、何回か苦労して受験して受かった人は、押しなべて精神力というか、弁護士になりたいというその気持ちが強くて、何とか頑張っている方が多いので、そういう意味でも、渡邊先生のようなその分野の最先端の弁護士とロースクールの段階で出会えることは非常に大切だと思います。

あともう1つ言えるのは、これは弁護士になってからの人生のほうが全く長い。当たり前のことですけれども、そういう長い目で見たとときに、仮にクリニックを履修して、1回落ちた、2回落ちたとしても、大勢に影響はないということです。むしろロースクールのクリニックを通じて得た経験ですとか、人的なネットワークとか、考え方を生かして、その後活躍していくほうがいいんじゃないか。まして今、これだけ弁護士がふえていますので、そういった中で、ほかの人と差別化を図る意味でも、クリニックを受講して、きちんとやりたいことを明確にした上で、弁護士になるのは非常に重要じゃないかなと私は思います。

ちなみに、この同級生の悩みを書いた人は、実はロースクールを首席で卒業しましたので、非常に嫌みなやつだなと思いましたけれども、彼もそんな悩みを持っていたんだなというのは結構びっくりしました。

あと、司法修習との比較を簡単に考えてみました。別に修習を否定するわけじゃな

いんですけれども、比較として、クリニックの特徴は、実務に挑戦するというロースクール生特有の—特有かどうかわかりませんが、何か野心というんですか、いまの実務を超えてやるという気概で事件に取り組めるし、1つの事件に没頭できるので、実際に弁護士になると修習もそうですが、なかなか1つの事件にだけに向き合っているのは難しいですが、クリニックではそれができるので、そういう意味でも非常にいい機会だと思います。

**【クリニックと司法修習の違い】** 修習というのは、さっきどなたかもおっしゃっていましたが、どうしてもお客様という扱いになっていますので、事件に取り組む主体性という観点からすると、クリニックとは少し違うのかなという気がします。また、さっき言ったような依頼者に対する責任の持ち方という意味でも、私の場合は、クリニックのほうが本当に依頼者と向き合っていることができたと思っています。

ただ、もちろん司法修習でしか経験できないこともいっぱいあります。特に裁判所とか検察官の仕事は修習じゃないと体験できないので、それはそれで非常に有意義だと思いますけれども、クリニックとの違いでいえば、主体性をもった活動が大きいかなと思います。

私は外国人法クリニックを受けた後に修習生になって、選択修習でUNHCRにも行ったんですけれども、そこに行くと、国連機関として難民問題に取り組むわけですが、マクロの視点とといいますか、個別事件の救済には国連機関としてはなかなかかわらないところもあって、改めて弁護士として

の役割を再確認できたという意味では、非常に連続的な学修ができたのかなと思っています。

最後に、クリニックを履修したことの弁護士実務への影響ということですが、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、ロースクールの段階で、何で弁護士になりたいのかとみんな悩んでいて、そこで頭で考えてもなかなかわからないじゃないですか。実際、実務に飛び込んで、第一線で活躍している弁護士と一緒に仕事をする中で、自分はこういうことをやりたいというのを確信が持てるようになって、弁護士になってからも、そこに迷いなく進むことができた。難民事件を含めた分野ですけれども、それは私にとっては非常に大きなメリットじゃないかなと思っています。

あとは、これもご存じかもしれませんが、弁護士という仕事に誇りを持って取り組むことができるようになったのも、クリニックのときからです。弁護士になる前から、渡邊先生もそうですし、それ以外のいろいろなほかの先生とも懇談させていただきましたけれども、そういった中で、弁護士として尊敬できるなという人が多かった。そういうところもあって、私も弁護士として誇りを持って仕事をしているつもりです。

あと、ロースクールだからできる教育というのがきょうテーマにあって、私、1つ思っていたんですが、最近、人権問題を扱う弁護士が減っているのではないかと思います。これは統計とかないので、私の体感、私の身の回りの感覚ですけれども、その理由はいろいろあると思うんです。

1つは、人権問題にかかわる機会が、学部とかロースクールとかでも、普通に弁護

士になってもない。修習でもあまりないということだと思います。ロースクールのように、難民事件じゃなくてもいいと思いますけれども、どんな事件でも掘り下げれば人権の問題には行き着くとは思いますが。そういった経験を1度経験しておくことで、弁護士になった後に、別に必ずしも一般民事に行かなくても、企業法務に行ったとしても、プロボノ活動とか、日本でまだまだ盛んじゃないですけれども、アメリカでは、みんなビジネスロイヤーはきちんとプロボノ活動をしているじゃないですか。

ああいうところにつながると思うので、このクリニックを受けた私の仲間は、さっき言った首席の彼も含めて優秀ですけれども、弁護士になって、難民事件をやっている人はいるかという、3人だけなんです。残りの7人は、まだ受かっていないというのもあるかもしれないけれども、受かった人を含めても、半分ぐらいは、今は難民事件をやれていない状況だけれども、ロースクール段階でそういう人権問題に触れていれば、弁護士になってからも、人権問題をやろうというつもりになって、それが今すぐできなくても、今後、長い弁護士人生の中で、どこかでそういったプロボノとしてかかわろうというモチベーションにはなると思います。ぜひそういう社会になってほしいなと思いますので、ロースクールだからこそできる教育としては、将来の進路にかかわらず、そういう少数者の権利問題とか、弁護士として基本ぐらいしかかかわれない問題にかかわる。机上の判例を勉強するだけじゃなくて、実際の事件としてかかわる機会を与えるのはとても大事じゃないかなと思います。

司法試験に受かって何ぼと一般に言われていますが、司法試験を受かったから、じゃ、ちゃんとした実務家になるかという、そんな単純なものじゃないわけで、ロースクールのときからだんだん実務家になっていくということだと思えます。修習も踏まえて、弁護士になっても、最初は実務家かなんかわからない存在で、仕事をしていく中で立派な弁護士になっていくと思えますので、そういうプロセスの教育という意味では、やはりロースクールに頑張ってもらいたいと思います。特に人権の分野については、弁護士になってからいきなりプロボノに臨むのは難しいと思うので、ロースクールのうちからそういうプロボノ的な活動をして、そういう自分のハードルを下げるといいますか、心の中のハードルを下げて、弁護士になった後も、プロボノ活動に積極的にかわれるようなマインドになってほしいなと思っています。

## VIII パネルディスカッション

○司会 ご報告者の皆さんのご協力によって、本来お話しになりたいことをかなり端折っていただきましたけれども、パネルディスカッションに時間を確保することができました。

パネルディスカッションでは、議論してほしいことを3点ぐらい、フロアの方々からお聞きした上で、休憩10分をはさんで、報告者にそれぞれの点について考えておいていただき、議論を始めたいと思います。

3点は、できるだけ広範囲に、あまり1つのところに固まらないで、より端的な質問、例えば、まだ司法試験に合格していない学生に実際の事件を任せられるのかと

か、理論教育もやるんだと言っているけれども、クリニックは本当に理論教育に役に立つのかとか、あるいは司法修習があるんだから、法科大学院は理論を勉強したらいいんじゃないかという端的なご質問をしていただけると、議論が活性化されるかなと思います。大きな3つぐらいの質問をいただきたいと思います。

○質問者（弁護士・実務家教員）

お伺いしたいことは、人権クリニックからのお話からもありましたし、報告者の阪口さんのお話からもあったと思いますが、最近、臨床系の科目の受講生が減っていることについてどうしたらよいのか。

お尻に司法試験が控えているから、勉強の時間を確保したくて、受講生が減っているんじゃないかということは、このフロアの人全員知っていると思うので、それ以外の理由と、それ以外の理由を前提に、その対策としてどうすればよいのか。例えば、学生のモチベーションを上げるにはどうすればよいのかとか、もちろん司法試験がお尻にあることが前提になっているからだめなんだということはわかっているんですけども、それを改善できればもちろんいいんですが、それ以外に何か方法がないか、あるいはそのお尻にあるものについて、何かいじることができるのであれば、もちろんそれでもいいのかもしれませんが、それについて何かアイデアがもしおありであれば、ぜひ伺いたいと思います。

○司会 ありがとうございます。今のご質問は、クリニックの受講生が減っていることについて、なぜかと報告者は考えているか、ふやすにはどうしたらいいかのかというお尋ねです。

ほかにあと2つぐらい大きな質問があればいただきたいと思います。

○質問者（弁護士・実務家教員）

きょうクリニック、エクスターンシップのすばらしい成果などをお聞きして、実務科目とといいますか、臨床科目が知識と技能と責任の統合の教育としてすぐれているのは、私自身も担当している立場でわかっておりますけれども、質問は、じゃ、そういう統合教育をクリニックとかエクスターンシップと、臨床担当だけでやっていけばいいのか。ロースクールの、例えば1年生に対する理論科目と呼ばれるところでもやる必要があるのではないかということについて、研究者教員でクリニックを担当されている近江さんや阪口さんにお考えをお聞きしたい。もし1年生の科目を担当されているれば、1年生の授業についてどうお考えで、どのような実践をなされているのかをご紹介いただければありがたいなと思います。

○司会 どうもありがとうございます。臨床系の科目だけでいいはずはないわけで、統合的な知識、技能、そして倫理というものを、憲民刑という基本科目でいかに取り入れられるのかというご質問です。

あと1つほどご質問はありますでしょうか。

○質問者（研究者教員）

ロースクールで臨床教育を受けられた学生の方々にお伺いしたいと思います。臨床法学教育のこういった科目は必修科目だったのかということと、どうしてその臨床科目を選択しようと思ったのかというところを紹介していただければありがたいです。

○司会 ご質問をありがとうございます。現役の学生さんや修了生のみなさんが、な

ぜ臨床系の科目を履修したのかということについて、お答えをいただきたいと思いません。

これまで3点の質問をいただきました。第一は、クリニック履修者が減っていることをどうするのか、それはなぜと考えるのかということ、第二は、臨床系教育の方法論を憲民刑の基本科目でいかに生かし得ると報告者は考えておられるのかということ、第三は、修了生、現役の学生のみなさんへの質問で、なぜ臨床系科目を履修したのかということです。これら3つの質問を軸に、休憩をはさんでパネルディスカッションを進めたいと思います。

（休憩）

○司会 それでは、再開したいと思います。

3つご質問を休憩前にいただいております中で、より具体的にお答えが可能なかなと思います。基本科目の憲民刑の1年生の科目などにも、臨床的な要素を組み入れることは可能かどうかということについて、民法ご担当の近江さんと憲法ご担当の阪口さんにお答えをまずいただきたいと思いません。

**【パネル論点①：憲民刑の基本科目に臨床要素を組み込むことは可能か？】**

○近江 質問ありがとうございます。私は1年生の科目を持っていませんので、抽象的なことしか言えませんが、早稲田大学では、特に臨床を含めた倫理科目としては置いているんですが、それ以外に果たして各具体的な実体法科目にコミットできるような科目の設定については、今のところ、アイデアがありません。ただ、やはり一番必要なのは、1年生に対するアピール

だと思います。受講者が減っている中で、どのようにして1年生にアピールしていくかということが問題になろうかと思うんです。特に早稲田大学の場合には、カリキュラムの編成で選択科目をとる余裕がなくなってしまうというんです。これは結局、学生の科目選択の上での臨床教育科目への関心とか、意欲の問題ではなく、仕組みの問題だだと思います。このあたりの問題の持っていき場所にかかわると思うんです。いかに早く司法試験に合格させるかということが研究科の使命ですから、そうすると、選択科目のところにしわ寄せがくるので、そこで1年生科目が削られてしまう。こういう悪循環になっているんです。

ですが、先ほどいろいろな方が言っておられましたけれども、余裕を持ってクリニックをとっている人はほとんど受かっているんです。そういうところから手当てはしていく必要があると思います。

○司会 ありがとうございます。阪口さん、お願いいたします。

○阪口 いい質問をありがとうございます。正直申し上げますと、1年生ではかなり難しいと思います。私は1年生の授業を担当しているんですが、1年生はやはり未修者ですから、2年生以降とは違って、例えば憲法で言えば、総論、統治、人権、とにかく1年間で、限られた20数回ぐらいの授業の中でやらなきゃいけないことがありますので、要するに、詰め込み以外の余裕がないというぐらいです。ただ、1度ぐらいは、少しの余裕の中で実務家の果たす役割みたいなものを、何か1つの訴訟を取り上げてちょっとお話しすることはあります。ただ、1年生では実際に臨床を生かす

のはかなり難しく、むしろ生かすんだとしたら、2年生以降の基本科目の中では、演習科目ですから、別にどこまでやらなきゃいけないというのは特に決まりがあるわけではありませんから、その中でやるのはあるんだろうと思います。

例えば、これは憲法がほかの分野と違い過ぎるのかもしれませんが、司法試験での憲法の解答と判例とは大幅にずれているわけです。そうすると、どうしても司法試験に受かるためには、判例で使えるものはもちろん使いますが、どちらかというと、理論教育のほうをやるんですが、そのときに、演習の中で、それだけではなくて、この訴訟で実際に今の判例を前提にしてどうやって書くんだということを聞くようなこともやるので、そのときには、どちらかということ、結構、臨床系の思考に近いものが場合によってはあるかもしれません。ただ、1年生ではちょっと難しいと思います。

○司会 ありがとうございます。

2番目の質問は、学生さんはなぜ臨床系科目をとったのかという質問であったと思います。これについては、現役の学生さん、あるいは修了生の方は、ご本人のお考えですから答えやすいと思いますので、冨田さんから順番に臨床科目を履修した理由をお話し下さい。

**【パネル論点②：臨床系科目を履修した理由】**

○冨田 私が民事クリニックという臨床教育科目をとったのは、まずそもそも気になったきっかけが、今、自分が座学として勉強している法理論が、実際に事件になった中で、どうやってかかわっていくのかを知ってみたいと考えていたんです。ただ、



早稲田では2年生と3年生、どちらも臨床教育科目がとれたので、3年生になってからとれたらいいかなと思って、まだ2年生の自分では力不足とは感じていたんです。ただ、ちょうど前後期に分かれているクリニックの中で、前期にとった友人が、本当にクリニックに出てくる事件では多種多様なものがあって、しょせん1年やったところで、結局、全てをカバーできるかどうかなんてわからないから、早いうちにとってしまったほうがいいよと言われて、そうやって友人の言葉のプッシュもあって、2年の後期に実際にとって、実践してみようということにとらせていただきました。ということなので、本当に自分が今学んでいることが、実際、実務に出てどうやって扱われているのかを知ってみたいくて、今回、民事クリニックを履修したことが動機です。

○司会 ありがとうございます。刑事クリニックを履修された工藤さん、いかがですか。

○工藤 工藤です。まず必修だったかどうかという点に関しては、全く必修ではありません。私が履修したときは、単位は全然出ませんし、夏休みも2カ月ぐらいあるんですけれども、そのうちの1カ月ぐらいは、基本的にはこれに携わりましたので、その意味では、試験に向けたという勉強はできなかったです。

ただ、友達からも、いや、夏休み、そんなのに行かずに過去問をやろうよとか言われたんですけれども、それを振り切っても、この刑事リーガルクリニックに参加したのは、私は、刑事法総合Iという科目がありまして、いろいろなケースメソッドで甲と

か乙とか丙とかの罪責を検討していく科目ですが、そこで甲は罪が成立し、係る罪責を負うとか、答案の上で何人もの人を有罪にしているんです。架空の人ですけれども、何人もの人を裁いているんですね。だから、そんなふうな答案では、簡単に有罪だ、有罪だと書くんですけれども、実際の事件も見っていないのに、何かこんなことを書いていいのかなと、ロースクールで刑事法総合が終わったときにふと考えまして、夏休み、せつかく2カ月あるなら、1カ月ぐらいはと思ひまして、実際の事件を見ようと思ひて行きました。

○司会 どうもありがとうございます。では、KDDIの大館さん、お願いします。

○大館 私、慶應の法科大学院の修了生なんですけれども、法科大学院設立から2期目で、わりと初期のころで、クリニックに関しては、選択科目の1つとして設置されていまして、本当に純粹未修生だった私には、いきなりとるにはちょっとハードルが高くて、もっと基本科目を一当たりしてからと思ひていて、クリニック科目としてはとる余裕がなかったというのが正しいところでした。

ただ、夏休みとか春休みに限定してインターン、エクスターンみたいなものは当初もありましたので、私は、大学の学部は理系だったので、社会勉強ということで、一番数が多かった事務所のエクスターンに参加したんですけれども、それ以外のものについては参加できませんでした。

○司会 ありがとうございます。それでは、岩元さん、お願いします。

○岩元 一橋でも人権クリニックという意味では、特に必修にはなっていません。た

だ、一橋は法学部もそうですけれども、ゼミナールが特徴の1つなので、みんなせっかく入ったからクリニックもとるかということがあるのも1つの理由かなと感じています。

私自身も人権クリニックという形でわざわざ参加を決めたことについては、せっかくだから参加したいということもありますし、私は法科大学院設立の1期の法学既修生で、本当にロースクール制度が始まったばかりのころで、具体的にどういった問題が出されるのかということも、今とは違って、あまり蓄積もなかったので、みんなそれほど試験勉強を何とかしなければという切迫感よりは、せっかくロースクールに入学したんだから、ロースクールで経験できることは、いろいろ経験しておこうという意識を持っている学生も多かったように感じていて、憲法の人権クリニックも、1学年60人前後の内で7人は受講しているという状態でした。

○司会 ありがとうございます。では、小川さん、お願いします。

○小川 小川です。私が外国人法クリニックをとった理由ですけれども、1つは、私の経歴とか、もともと私、学部時代に国際人権問題をやっていたりして、将来弁護士になったら、そういう海外の人権問題と一緒に日本に逃げてきた人たちも、難民となると思うんですけれども、その人たちを救いたい、助けたいという思いでもともと弁護士になろうと思ってロースクールに行ったので、早稲田を選んだ1つの理由としては、外国人法クリニックがもともとあったものですから、私はあまり迷わずに受講しました。

ただ一方で、ちょっと打算的なところもあって、それは、もう1つ後の質問とも関連してくると思うんですけれども、司法試験について、結局、司法試験は実務家を登用する試験ですので、受かるためには、知識も重要かもしれませんが、やはり実務家としての思考方法がないと受からないし、それを身につけるのが一番手っ取り早いんじゃないかということもあって、クリニックに限らずですけれども、実務家のやっている授業ですとか、エクスターンも僕は行きましたが、できるだけ法律実務家、それは裁判官の先生や検察官の先生も含めてですけれども、接触というか、話を聞こうという努力をされていて、その一環という部分もありました。

○司会 どうもありがとうございました。

最初に質問をいただいていますクリニック系の科目の履修者が減っている。これをふやすにはどうしたらいいとか、そもそもなぜ減っているのかということについては、答えが報告者の中でもなかなか難しいような気はするんですけれども、ご質問いただいていますので、報告者の方々の中で、なぜ減っているのかということ、理由をどういうふうなことを考えておられるのかということと、いかにふやすのかということについて、四宮さん、お手が挙がりましたので。

**【パネル論点③：臨床系科目の履修者数の分析】**

○四宮 減っているかどうかは、いろいろと数字が出ているわけではないし、難しいと思います。

1つご紹介したいのは、昨年、日本学術会議が日本の法曹養成制度に関して、全て

の大学にアンケートをとりました。その中で非常に細かくいろいろなことを聞いていて、臨床法学教育をやっていますかということについて、大学の意見だけではなくて、学生がどう思っているかということまで聞いています。その結果によると、法科大学院の学生たちの多くは、そういう授業を受けたいと言っているんです。ちょっと正確な数字はきょう持ってこなかったのかわかりませんが、かなりの高い数字で学生たちは考えているという回答が寄せられていました。じゃ、なぜできないんですかという質問に対しては、それは司法試験だというのが多くの大学の回答でありました。

ですので、仮に減っているとしても、必ずしも学生たちの気持ちをそのままストレートにあらわしている数字ではないと思います。今年からは三田パブリックが承継する慶應と中央の課外の科目ですが、ことしから慶應がこれを単位化してくださることも伺っております。昨年までは課外の科目で、単位がないクリニックですけれども、抽せんをしなければいけないくらいの方が応募してくださっています。そのことをさっきの学術会議の調査結果を併せて考えると、私たちが、あるいは日本の法曹養成にかかわる人たちがやっていくべき方向は見えてくるんだろうと思います。

実は臨床法学教育学会が数年前に、臨床法学を少なくとも選択必修化するという提言を司会の宮川さんが理事長のときにしてありますが、そういう方向性が履修者をふやすためには1つ考えられる。ただ、選択必修化されても、学生が困るのは意味がないので、これは当然、学部との連携との話

とも関係するかもしれませんが、司法試験の時期をどうするかということです。司法試験を受け終わった後に、もしまだ半期ぐらい残ってれば、恐らくさっき申し上げたような意思を表示している学生たちは、これから必要な教育として履修していくということになるのではないかと。そういったことまでいろいろ考えねばならないと思っております。

○司会 ありがとうございます。履修者が少ないのは、決して需要が少ないのではなく、構造的に理由がある。とりわけ司法試験との関係が原因といういつもの話に落ちつきませんが、その方向をいかに打破するかということはなかなか難しいです。エクスターンシップの履修者数は、私の勤めている早稲田大学では、希望者は減っていません。エクスターンシップの活性化によって、臨床系の科目をより充実することも考えることができます。

そして、KDDIのエクスターンシップについては、私は2度ほど、2週間の最後のまとめのところで打ち上げ懇親会のような形のものがあり、法科大学院側からの教員も参加してくださいということで参加したことがあります。そういうエクスターンシップの学生を受けておられる視点から、こういう臨床系の教育をいかに今後生かすのか。そして、法科大学院と法学部をあわせて、3プラス2という形で法曹養成を中心に考えていこうとする流れの中で、エクスターンシップはどういうふうに位置づけることができるのかということについて、中里さん、何かお考えあれば、よろしくお願ひします。

○中里 私自身、ロースクールに行ってい

るわけじゃないので、偉そうに言う資格は全然ないんですけども、エクスターンに来る学生さんを見ていて、私がいつも企業法務について思うことを簡単に申し上げると、1つは、理論と臨床って、言葉があるから対極のように考えてしまうけれども、決して別なものというか、理論を全部やっってから臨床をやりましょうとか、そういう話ではないと思うんです。

すごくわかりやすい例で言うと、本日の会場が早稲田だから言っていていいと思うんですが、企業法務をやっている人には、バイブル的な本である江頭先生の「会社法」って、皆さん、ご存じですね。私、法務部になってから、1度あれを通読しました。全くわかりませんでした。これは通読してもだめなんだなと思いました。ただ、あれって、実際の局面でのいろいろな具体的な質問にぴったり即応しています。例えば、当社の場合、グループ会社に、J:COMという会社があって、我々もauのスマホをやっていますけれども、J:COMも今、格安スマホをやっています。そうすると、KDDIの取締役が兼務でJ:COMの取締役をやっている場合、スマホ事業に関しては競合するから、そのような事業を取締役会で審議する場合、兼務の取締役はもう取締役会に出られないのではないか、そういう相談っていっぱいくるんです。そういう生々しい話を受けたときに、あの江頭先生の会社法ってすごいんですよ。もうかゆいところに手が届くように書いてあって、これ、すごい本だになって、そうやって初めてわかるんです。最初から通読して、何回読んだって何もわからないですよ。そのかわり具体的な問題があって読むと、絶対そのページ

を忘れないですよ。あその236ページ目に何が書いてあるか、ずっと覚えています。

だから、理論を全部やったら、臨床をやりましょうというのは、なかなかうまくはいなくて、理想は、時間は少ないけれども、臨床をやりながら、わからなくなったらまた理論に戻って、理論を深めていくことがよいと思います。実際に問題意識がないと、理論って頭に定着しないんですよ。わかった気にはなっても、絶対次の日に忘れちゃう。そういう理論と臨床の反復をやっていて、初めて、あの本がわかってくるのだと思います。あの本のすごさって、やっぱり実務をやらないと絶対わかりません。理論をやらないと臨床をやっても意味がないとか、臨床だけやってもだめで、理論が必要だねということは当たり前なんです。

できれば、理論がまだ中間ぐらいの50%でも臨床をやってみるとよい。実務で打ち返されますよ。全くできない。それでまた理論に戻って、あっ、ここが足りなかったんだってわかる。理想はその循環の中で練り上げていくのが本物の実力になると思うんです。それってなかなか司法試験対策にはつながらないとは思いますが。そういう時間はないとは思いますが、あまり理論が先か、臨床が先かとか、そういう話をすると、なかなか実務からは遠ざかってしまう気がいたします。

○司会 ありがとうございます。いま指摘のあった循環との関連で、岩元さんが、法科大学院を修了して実務に入り、また法学研究科の博士課程に戻るという循環経路を持っておられる方から、法科大学院教育における理論教育と実務教育の循環というこ

とについて、何かお考えがあればいただけますでしょうか。

【パネル論点④:理論教育と実務教育の循環】

○岩元 急な質問で回答ができるかどうかというところはありますけれども、先ほど人権クリニックについての感想として、私が感じている意義についてお話させていただきましたが、後半のほうでお話させていただいたところは、主として、実際に弁護士をやったからこそ感じる部分もあるかなと思っています。

学生のときは、弁護士の業務の多様性といっても具体的には想像しにくいですし、憲法訴訟の弁護団と言われると、ある特定の問題に関心を持つ人たちかなという印象を持ちがちですけれども、実際に触れることによって、そういったところの多様性がわかることもあります。憲法訴訟特有というところもあるかもしれないですが、先ほども話に出たように、扱った事件によっては、憲法の論点だけではなくて、むしろ学生側は、行政法上の論点に強く食いつくというパターンもありますし、実際に刑事訴訟法上の論点をクリアしないことには、どうやって裁判に勝つのかを考えると、問題の解決ができないということに改めて気がつく場面もあるかなと感じています。

そういったところを含めて見てみると、どうしても授業の中で各科目の先生方が扱われることになるので、複数の教員の先生がかかわられる場合も、公法系だったり刑事系だったりするので、それをまたいだ形で実際に訴訟に勝つための構成とか、そこに必要になってくるロースクール勉強の勉強を考えると、こういったクリニック科目を除いてはなかなか難しいのかなというところ

も感じる場所です。実務と理論と両方の面からみると、実際の仕事の上では、どれか1つの法律だけわかれば解決できるということはないですので、そういったことを実際に学生のときに体験できる場として、クリニックの意義があるかなと感じています。

○司会 どうもありがとうございます。このシンポの企画をしたのは法科大学院協会の臨床系教育等検討委員会というところですが、その委員のメンバーの中で、臨床教育についてのシンポをやろう、でも、どういうふうに組み立ててやろうかということも議論しました。その中で出た案の1つが、きょうのシンポジウムのような形になっているわけです。その議論を少しご紹介いたしますと、法科大学院協会の会合に出てこられるのは、それぞれの法科大学院で重要な責任を担っておられる方が来られるわけですから、このシンポに出て、法科大学院は厳しいけれども、臨床教育をやろうかと、法科大学院の指導層に臨床教育に取り組むやる気を出させるような内容にしたい、という話があったんです。

そういう視点で、きょう、シンポでお聞きになったことを踏まえて、いや、でも、やっぱり早稲田みたいに、法科大学院ができた当初から力を入れてやっているところだからできるんであって、これから力を入れようと思っても厳しいな、と思われるようなことでシンポを終えるのではなく、うちももう1度やってみようと思うけれども、ためらうとか疑問に思われる点があれば、お話いただきたいと思います。今日、パネリストとして前に出ている方々は、現在の厳しい状況の中で臨床教育

をやっていますので、ためらう気持ちを何とか克服する答えが出るのではないかなと思います。法科大学院の責任ある役職におられて、ためらうけれども、そのためらう気持ちを乗り越えるような答えを報告者から出したいと思っています。

このシンポを聞いても、やっぱりためらうような気分が当然あると思うんですが、そういうネガティブな側面からの否定的なご質問をいただくと、こちら側は、いや、そうじゃないでしょうと言えるかなと思いますが、ネガティブな質問はありませんでしょうか。

**【パネル論点⑤:企業法務分野におけるキャリアデザイン】**

○質問者（研究者教員） 司会者の意図とちょっとずれるかもしれないんですが、シンポでお答えいただいたことを、私も、大学に持ち帰らないといけないので、申しわけないんですけども、企業法関係のことでお尋ねしたいです。

中里様と大館様になるかと思うんですけども、ロースクールの時代に、ちょうど2004年には、インハウスは100人前後だったんです。これがこの15年ぐらいで20倍、2000になっていて、4万の会員のうちの5%ですから、地域の単位会と比較すると、巨大な組織になっていると思うんです。

1つ目の質問は規模の問題ですが、例えばこれから10年後、つまり、毎年の司法試験合格者1500人で計算すると、1万5000人が加算されますから、法曹人口は5万5000人ぐらいになるんですが、直感的でいいんですけども、そのころインハウスってどれぐらいになるのかなというのを、現場から見て、ちょっとこんな感じだ

というのを教えていただきたいです。

2つ目の質問は、インハウスの弁護士とローファームとの関係です。企業内弁護士がふえることによって、逆に法律事務所で企業法務を提供することの需要もふえてくるんだということであれば、そのような答えをいただくと、法科大学院修了生の進路を考える上でも、好材料のように思うんですが、どんなものでしょうか。

3つ目の質問はキャリアデザインの問題です。企業内で法務が専門職にとどまっちゃうのか、そうじゃなくて、これからCEOを含めて、会社のトップを担えるような人材になっていき得るのか。そのあたりの展望をお話いただくと、明るい展望となり、私が大学に戻って、理事長あたりに頑張らましようと言いやすいように思います。そのあたりをお教えいただきたく、お願いします。

私の専門は刑事訴訟法なもので、質問させていただいた企業法務のことはよくわからないので、ぜひ教えていただければと思います。

○司会 では、中里さん、お願いできますでしょうか。

○中里 3ついただいて、これ、私、思っていることを全部しゃべると、多分3時間ぐらいかかりますね。第一は、インハウスが今後どのぐらいふえるかということですね。今、弊社以外でもどんどんふえています。KDDIの中の法務部のメンバーは普通の異動で他部署からくる人は、4割なんです。私もふやしたくて、社内をいろいろ聞くんですけども、これはKDDIの特徴かどうかわからないんですけども、四年制大学卒の新入社員で法学部卒の人が、今非

常に少ないんです。なので、我々は、社内の異動で補充しようとしても、その候補がないんですよ。なので、新卒を法務部要員として採るか、途中で採るしかない。今そういう状況なんです。

特に私どもの法務部は、規模が小さいので、例えば、毎年10人新卒を採っていいと言われたら、それはインハウスの弁護士じゃなくたって、本当に四年制大卒でもいいし、法科大学院を出た弁護士じゃない方だっていいんです。しかし、今は実際問題、毎年1人か2人の採用なんです。そうすると、もう必然的に司法修習を終えた弁護士の方で枠が埋まっちゃうんです。なので、決して我々、新卒で採るときには、弁護士資格を持っている人じゃなきゃ採用しないというポリシーは全然ないんです。ないんですけれども、希望者の方が幸いいっぱいいるので、結果的には毎年必ず今はそういう方になっています。

本来、人数的には、3万8千人の会社ならば、法務は50人だって全くおかしくないんです。我々としてみればふやしていきたい。ただ、会社としては、こういう利益を直接生まない間接部門をどこまで本当にふやすのか。普通減らすとしたら、こういう共通部門から減らすだろうというところもあるので、ここは社内での要員確保の熾烈な戦いはあるんですけれども、一応は今、毎年2人ぐらいは採用させていただいていますので、1番目の質問としては、具体的な数はわからないですけども、今後、この辺は少なくとも減ることはないんだと思います。

2番目は、インハウスでいろいろ内製化すると、外の法律事務所の仕事を取っちゃ

うんじゃないかということですね。これは間違いなく現実にはそういう面もありますが、我々も全部のM&Aを内製するつもりは全くないんです。それは手数的に無理です。したがって、我々の今やっているのは中規模、具体的には20億、30億ぐらいのM&Aは内製できる実力は、我々は今持っていますが、それ以上とか、あるいは特殊な、我々にとって全くノウハウがない、電力のM&Aとか保険のM&Aとか、それは我々の手には負えないところもあるので、それは必ず外に出すんですね。弁護士同士でお互いの立場を踏まえて話をするという意味で、インハウスの弁護士と外の法律事務所の弁護士が今すごくいい関係ができています。だから、共存共栄は理想でも何でもなくて、必ずそうなっていくと思います。

3つ目は社内の配属昇進ですね。これはもう本当にリアルな話をします。大館さんは弁護士として途中で法務に入ってきました。今実は、私が部長で、彼女はグループリーダーで下に8人ぐらい従えているんです。彼女がグループリーダーに上がるタイミングにも、実は会社として、いわゆるマネジメントではない、プロフェッショナル職、専門職の制度をつくるので、大館さんは専門職の方の候補にしてはどうかと、私は副社長から言われました。法務ってそういうのが最適だろうと。大館さんは、マネジメントじゃなくて、法務専門で常に最前線で頑張るのが最適じゃないかと。

一方で、社内には生々しい事実として、マネジャーをできない人が専門職になるという意識が一部にあるんです。あの人は、マネジャーになれなかったから専門職でやっているんでしょうという意識がある。

私は、そういう雰囲気がある以上は、絶対それは嫌だということをお話しました。そして、本人が希望するなら、専門職の方に進んでもいいけれども、専門職をやった後、またマネジャーに戻れる仕組みをつくってください。普通有能力プラスアルファで弁護士有能力があるんだから、その能力を使って専門職になってもいいけれども、それは拘束要件じゃないんだから、普通の人よりプラスアルファなんだから、もしやった後も、やっぱりマネジメントをやりたいといったら、戻れる道を必ずつくってくださいという話をしました。

一応今、そういう理解のもとで、彼女は今マネジメントをやりたいということで、部下を8人抱えて、最前線でやりつつ、マネジメントもやっているのですけれども、この後、もうマネジメントは面倒だから、専門職をやりたいといえば、その道もあります。そこは今、多分どの会社さんも試行錯誤じゃないかと思います。

○司会 どうもありがとうございました。かなり現実味のあるお話をありがとうございます。

○大館 少し追加をさせていただきますと、マネジメントのご質問につきましては、私がインハウスというか、ロースクール同期とかを見ている、法律事務所で勤務されていた方も、インハウスのほうがおもしろそうだねということで、企業法務の方が中に入ることができるから、おもしろいという感覚で、企業法務、インハウスに移っている方がふえていると思っています。

修習生の間では、昔はインハウスに対して、そんなにいい印象はなかったのかもしれないんですけど、今はインハウスも

選択肢の1つとして、昔より抵抗感が減っているようです。あと会社のニーズとしても、法務に対してすごく期待して役割がふえていて、各社の様子を見てみると、インハウスとしての採用をふやしているところだと思います。インハウスはこれからも、私の感覚としてはふえていくだろうと、肌感覚で周りを見ていて思います。

2つ目の、インハウスがふえると、ローファームのニーズはどうなるという点ですが、先ほど中里さんから紹介があったとおりに、リスクのあるところでやっている、リスクの高いものについてはもちろん外にお願いします。リスク以外の点でも、法務に対してニーズがふえているので、法的に検討しなければいけないことが企業の中で非常にふえています。さらに、法的検討で国内だけ見ていけば済む企業のものすごく減っていて、海外まで見渡したときに、法的な検討がインハウスだけでできるかという、それはできないということがあります。法的な問題があることの指摘自体も、法務の人間がかかわらないとできないのですけれども、海外まで見渡してそれを処理するのは外部の法律事務所をお願いしますというケースもふえてはいます。インハウスがふえることで法的な問題の指摘が可能になり、外部のローファームのニーズもふえるということも、私はあると思っています。実際そういうことを外部の法律事務所へ送り込むということが、まだ数例ですが、何件かあったように記憶しています。

3つ目のお話については、私が話すのがとても下手くそで、本当にマネジメント、大丈夫なのかと前から言われたようなこと



もあるんです。ただ、まず組織として、インハウスが働きやすい土壌を整えて、その上で、その中でインハウスがどういう選択肢をとっていくかのバリエーションを広げたいなというところで、今マネジメントをさせていただいています。

私自身の話を別にすると、他の会社でも、実際に法務に期待する役割はふえているところで、チーフリーガルオフィサー（CLO）として、何人かが新しいポストをつくってもらっていて、そこについている方がロースクールの先輩であったりという話も聞いたりします。方向としてはCLOというか、そういうような経営にかかわる人材は、ロースクールの卒業生にもふえてくるんじゃないかという感触があります。

○司会 どうもありがとうございます。他にもご質問の手がたくさん挙がっています。

○質問者（研究者教員）

先ほどの司会者の問題提起に対応するというので、また話が少しもとに戻るんですけども、それでよろしいでしょうか。

○司会 はい、お願いします。

**【パネル論点⑥：臨床系科目の活用の方向＝基本科目を発展させる中での臨床教育とリカレント教育の中での臨床教育】**

○質問者（研究者教員） 私の所属する法科大学院は、この4月に定員を大きく減らし、司法試験の合格率を上げなければいけないという大きな課題の中で、臨床系科目をどうするかといったところをためらっている法科大学院の1つではないかと思えます。10数年前は余裕のある学生も多く、全体の学生数も多くて、さまざまな科目、ジェンダー法とか医事法などの専門コース

を勉強する学生も非常に多かったんですが、最近はずしもそうではない。そういう状況の中で、ロースクールとしての役割をどのように果たしていくか。私たちはいろいろ自問自答しているわけですが、方向としては、カリキュラムの相当の見直し、司法試験に対応した科目への見直しにしていかなきゃいけないという状況が一方である。他方で、臨床系科目をしっかり勉強し、理論と実務の架橋を通じた教育をやりたい、本来の理念を実現していきたい。

そういうジレンマにあるわけですが、今後の方向として今とりつつあるのは、2つあって、1つの方向は、臨床系の科目や、あるいはジェンダー法とか医事法のような専門法を、なるべく司法試験を想定している学生にとって、メリットのあるような工夫した教育にできないかという方向です。例えばジェンダーであれば、基本的には人権の問題ですから、ジェンダー法を通じて憲法を学ぶ、あるいは医事法は、損害賠償の問題として勉強するという切り口で、双方のバランスをとったうまい工夫ができないかというのが1つの方向です。

もう1つの方向は、今の学生に、特に私たちが抱えている学生に、司法試験にも合格する勉強をさせながら、そしてもう少し余裕のあることがなかなか難しく、そこでもう1つの方向としては、事後の臨床法学教育と私たちは位置づけているんですが、司法試験にもう合格した者をもう1度ロースクールで勉強させよう。私の専門は知的財産法ですが、最近、インターネットサービスプロバイダーに対するサイトブロッキングという問題があります。知的財産権の保護と通信の秘密、こういったもの

をどうバランスをとるかということで、ある本を使って、OBを中心に夜に勉強会を始めています。

つまり、現役ロースクール学生のとときに、さまざまな臨床法学系の科目や専門性のある科目を勉強させることはなかなか難しい。そこで、ある意味では割り切ってしまう、司法試験を目指した教育を現役のときにはやる。しかし、合格した人たちに、特に若い弁護士さんたちに夜集まってもらって、今10名ぐらい集まっているんです。そのうち司法試験に合格したばかりの人は2～3名ですが、そういう形で、事後の臨床法学教育、専門法教育というアプローチを進めつつあるんです。これについて上位校の先生方はどのように思うのか。そういう進め方も1つの選択肢としてあり得るのかどうか。我々としては理論と実務の架橋を、本来ロースクールが果たすべき臨床法学教育を、ぎりぎりのところでバランスをとっていきながら進めていきたい。そういうアプローチについてどのようにお考えになっているか、お聞きしたいなと思います。

○司会 どうもありがとうございます。ロースクール修了後という点では、早稲田大学リーガルクリニック法律事務所です。いろいろ試みをされていると理解しておりますので、近江さんからお願いします。

○近江 これから3プラス2という計画の中で、ますます受講者が減ってくると思うんですけれども、その中で、私どもも受講者の減少には非常に危惧を感じているところ。一昨年前から2つの新しい試みをしています。1つは、司法試験が終わってから、6月の半ばから9月まで、合格発表までの人を対象とした、リカレントといっ

ていますけれども、これを始めており、これは非常に評判がいいです。もう1つは、法科大学院に入学する前の2月から3月にかけてのプレ教育で臨床法学をやっています。これもなかなか評判がいいんです。したがって、必ずしも通常の授業期間内だけではなくて、入学する前の人と修了した後の人、これら2つの対象を広げてやっています。

○司会 どうもありがとうございます。たくさんお手が挙がっていますが、時間との関係で、絞らせていただきます。

【パネル論点⑦：司法試験科目の勉強と臨床教育科目のバランス】

○質問者（法科大学院修了・弁護士・地方自治体勤務） ロースクール出身の弁護士で、今は市役所の職員として勤めております。

臨床教育に対する批判をして、それに対して肯定的なことが返ってきて終わりという話にはなりそうにありません。臨床をしたほうがいいのは、もちろん私もわかりますし、私が修了したロースクールでもクリニック等をやっておりました。ちょっと離れた島にも法律相談として一緒に行っていました。

ただ現実問題、学生目線と言いますと、理論は全部コアカリキュラムの内容を頭に突っ込み、さらに臨床教育をやると、もちろんつぶれます。どうやって補うかというと、睡眠時間を削り、睡眠時間を削ると、手足とかの末端がしびれてきますよね。ただ、自律神経の1本や2本という勢いでロースクールの勉強を私もしたんですけれども、現実問題、それが長続きをせず、仕事ではそういうことをやるものだと思うん

ですが、現実には人は24時間しかないところで、どういうふうにバランスをとって臨床教育をやっていけばいいのか。

それは情熱とか精神力で補うのではなく、何かこういう方法で、具体的に学生にこうすれば大丈夫だよ。臨床教育をこうすればやっていけるよという意見が出れば、臨床教育を学校で教える側としても、臨床教育をとってもこういうふうにやれば、大丈夫だよという話が欲しいと思います。先ほど報告者から出ましたけれども、臨床教育の科目をとって司法試験の勉強への取り組む姿勢の手がかりも得られるし、それは弁護士になっても維持できるということについて、法科大学院在学中につぶれるほどしなくてもいいよというような話がどなたかから出ればいいのかと思います。

まとめますと、臨床をしたほうがいいのはわかりますが、理論と実務全てを欲張って突っ込むと、学生はつぶれてしまう。そこをこうすればつぶれないという精神論以外の話が出ればいいなというところになります。

○司会 そのことについては、小川さんあたりが答えを持っているかもしれないので。

○小川 確におっしゃるとおり、ロースクールの学生は忙しい中で、クリニックをやると、日程の一定の負担にはなるんですが、私はさっき申し上げたように、2回目に合格したんですね。浪人生のときは、本当に司法試験の勉強だけやっていたけれども、そこで1つ、やっと気づいたというか、今さらなのかもしれませんが、司法試験って、結局、別に知識はもちろん最低限、択一合格には必要ですけども、論文

試験って、知らない問題が出て、それについて条文を検討し、判例もふくめて、趣旨から解釈して解く。その作業だと思うんです。

だから、さっき言った実務家の思考方法ですが、実際に事案を担当して、どこがどうやって問題となっていて、それを法的な問題としてどう対処すべきか、それをどのように組み立てるのかということを考えて、それをうまく司法試験の勉強の中にも入れ込んでいくのがいいと思います。クリニックとかエクスターンでも、そういう位置づけのものですよというのを例示するとかして、実施してもらおうと、クリニックはクリニック、司法試験の勉強は勉強と切り分けるんじゃないかと、そこをうまく架橋できるんじゃないかなと思います。

とにかく知っていることをふやそうと思うと、本当に時間が足りないんですけども、でも、どういうふうに考えたらいいかと考える時間を持って、最低限の知識でいかに問題に適応していくかという取り組み方を持ったほうがいいですね。そういうふうなアプローチで司法試験に取り組むようになると、むしろそういう考え方をクリニックでの実務ではせざるを得ないので、クリニックのなかでの実務の取り組みは、司法試験の問題への取り組みと通ずるものがあり、知りたいなと思うようになり、試験準備もクリニックもうまく両立でいいんじゃないかなと思います。

○司会 ご質問の手が挙がりました。どうぞ。

○質問者（研究者教員）

今の点も関係するんですけども、学生が全部やられていないので、どうするか

という問題になってくると思います。1点だけに絞りますと、医学部の教育でも、かつては臨床は後だったんですが、在学中にやるべきだとなって、だんだん臨床は前倒しになってきています。法曹養成の場合、司法試験が厳しいということもあって、臨床はカリキュラムの周辺に追いやられています。医学部だって、国家試験合格後に研修医をやりますが、それと在学中に患者さんに接して医師の仕事を確認する臨床をやるのは別問題なのです。よりよい医師や法曹を、より多く育てるためには、臨床を在学中に行うことは絶対必要なことだと思います。

○司会 どうもありがとうございます。あとまだお手が1人、2人挙がっていたと思いますが。

○質問者（研究者教員） 司会者のリクエストに応じて、ちょっと厳しい質問というか、発言をしたいと思うんです。

きょうお話を伺っても、それぞれの法科大学院で固有の形のエクスターンシップ、臨床法学教育がされていて、それは、その法科大学院に行けば受けることができるけれども、法科大学院が教育としてのスタンダードということを見ると、エクスターンシップの内容とか臨床科目の内容についての統一性が、なかなかとれないことがあると思います。この点をどう考えるのかということをお伺いしたいです。時間が限られていますから、私の意見も併せて申しますと、各法科大学院は臨床科目をオープンにしてほしい。ほかの法科大学院の学生を受け入れるという形で展開をしていくことで、より多くの法科大学院生が自分の行きたい人権のクリニックだったり、さま

ざまな外国人向けのクリニックだったり、子供向けのクリニックだったりというのを受けられるような形で、つながりをぜひつくっていただいて、オープンな形で履修を認めていくという形を、推進していただけないかということが1つあります。

それから企業法務については、私は企業法務を研究しているので、エクスターンシップに行かせた場合、引き受けた側の事情はすごくさまざまで、どの会社に行ったかで当たり外れがすごく大きいです。きょうは、中里さんがすばらしいプレゼンで、理念を具体的に説明していただいているので、これをぜひ多くの場所で語っていただいて、企業法務の中での共有事項として、人を育てるにはこういう方法がいいんだということ、広く語っていただけたらと思います。

○司会 どうもありがとうございました。このシンポの目的は、やはり臨床法学教育を法科大学院教育の中に取り入れて、決して狭い意味での法曹を育てるだけでなく、広い意味で法専門職を社会との関係で養成していくことの重要性を示して、法科大学院教育の意義を、社会のリーガルサービスの受け手の人にもアピールできるような形で、法科大学院教育をつくり上げていく手がかりが幾つか得られたのではないかなと思います。

○質問者（実務家） まとめのところで申しわけないんですけども、司会者が今おっしゃる意義に関しては全く同感ですけども、恐らく現場の法科大学院の先生は多くの悩みを持っていらっしゃると思います。私も法科大学院開設当初の4年半ほど民事クリニックを担当しましたが、今、自

分が現場で臨床教育を担おうとすると、そのころとは全く違う悩みに逢着するんだろうなと思っております。端的に言うと、先ほどお話があったように、単純な問題提起として、クリニックは大事だけれども、それをやっけていて司法試験に受かるのかという話ですね。それに対して何がしかの回答がないと、今の司会者の最後のまとめがすんと参加者には落ちてこないんじゃないかなと思いました。

その関係で、私、一番示唆に富むと思ったのは、民事クリニックを履修された富田さんの今日の報告の最後のところです。富田さんの報告の中で、民事クリニックに参加して生じた学修の変化というところがあります。定義を「覚える」のではなく「理解する」、文章における論理構造の重要性の再確認、日常における問題を法的問題に引き直して考えることの習慣化、これら3つはまさに司法試験合格の3メソッドと想ったりしました。

私は、クリニック、臨床教育、独自のものはもちろんありますけれども、今の法科大学院の状況の中で、臨床教育が生き延びていくためには、やはりそれは司法試験の合格と決して別物ではないんだというか、そこに結びつくんだという形で、教える側

も意識をしていく必要があるし、そういう観点で、学生の過重負担にならないような配慮も必要だと思いますし、そういうところに関しては、何がしかの問題提起がないと、本当に高い意識を持って、明確な問題意識を持った人だけが受講する臨床教育となってしまうんじゃないかというところを懸念しました。

○司会 どうもありがとうございます。きょうは、さまざまな内容の報告、そしてディスカッションをお聞きになって、自分の法科大学院をこういうふうにするかな、というアイデアがあったのではないかなと思います。そういう感触をお持ちいただき、それをご自身の法科大学院に持ち帰っていただければ、きょうのシンポは一定程度の成功があったのではないかなと思います。

臨床教育の問題は、法科大学院協会の中で取り上げられないような数年が続くのではなく、継続的に法科大学院協会の中で臨床教育について考える取り組みをしていこうと私は思っております。きょうの報告者の皆さんに対して大きな拍手をいただき、シンポを閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。